

産業厚生常任委員会会議録

[平成26年 6月23日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成26年 6月23日
午前10時00分 開会
午後 2時45分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	印 部	久 信
副 委 員	長	谷 口	博 文
委 員		吉 田	良 子
委 員		柏 木	剛
委 員		木 場	徹
委 員		原 口	育 大
委 員		阿 部	計 一
議 長		川 上	命 一
		小 島	

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂	利 夫
課 長	垣	光 弘
書 記	小 川	浩 子
書 記	斉 藤	浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田	勝 久
副 市 長	川 野	四 朗
副 市 長	矢 谷	浩 平
教 育 長	岡 田	昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木	勝 啓

健康福祉部長	馬 部 総 一 郎
産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興 津 良 祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神 田 拓 治
教育部部長	太 田 孝 次
農業振興部次長	森 本 秀 利
教育部次長兼教育総務課長	藤 岡 崇 文
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長兼収税課長	山 崎 稔 弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北 口 力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田 村 愛 子
健康福祉部長寿福祉課長	大 谷 武 司
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
産業振興部商工観光課(マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿 部 員 久
産業振興部水産振興課長	榎 本 輝 夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮 崎 須 次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和 田 昌 治
農業振興部食の拠点事業推進室課長	喜 田 憲 和
農業委員会事務局長	小 谷 雅 信
教育委員会学校教育課長	廣 地 由 幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長兼玉青館館長	福 原 敬 二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川 上 洋 介
埋蔵文化財調査事務所長	山 見 嘉 啓

参考人

紹 介 議 員	蛭 子 智 彦
参 考 人	吉 田 善 平

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第44号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について	15
② 議案第45号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	34
③ 請願第1号 介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める請願書	5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	48
3. その他	48

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成26年 6月23日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時45分)

○印部久信委員長 皆さんおはようございます。

ただいまより、産業厚生常任委員会を開きます。委員の皆さん方におかれましては、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

大分、農繁のほうも終わりに近づいてきて、もう極一部の地域に田植えが残ってるというふうになっております。きょうは産業厚生常任委員会、委員会付託のありました案件について御審議を願うようでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ところで、昨日市の消防操法大会がございました。雨の中、隊員の方も大変だったと思いますし、また関係委員会では御苦労さんでございました。僕は最後までおらんかったんで、けさも結果を聞きますと、小型ポンプの部では阿万第二分団第二部が優勝して、準優勝は賀集の第一分団第一部であったようです。また自動車の部では、神代第一分団、準優勝は阿万特設分団でございます。淡路、県、そして今回は小型のほうでは全国大会までであるということでございまして、淡路大会は4月13日、県大会は8月3日、全国は11月のまだ日にちが決まってないけど、多分11月だろうというふうになっております。なかなか、消防の方も早くから一生懸命練習をされてるあの姿を見ると、頭が下がる思いでございました。また、皆さん方もいろいろなお立場の中で、一つ御支援・御協力をお願いいたします。

いつものことですが、あと公務入ってますんで、勝手にいたします。

○印部久信委員長 それではただいまから、第54回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

また本日、ケーブルテレビが番組放送のため30分程度委員会審査の撮影に入りますので、合わせてよろしくお願いをいたします。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 付託案件

③ 請願第1号 介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める請願書

○印部久信委員長 異議がございませんので、請願第1号、介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める請願書についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第137条の規定により、紹介議員として蛭子智彦議員、並びに地方自治法第109条第5項の規定により、参考人として、請願書提出者の障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会並びに兵庫県視覚障害者の生活と権利を守る会淡路支部代表、吉田善平様に説明のため出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○印部久信委員長 それでは、再開いたします。
まず、紹介議員より趣旨説明を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
蛭子智彦議員。

○蛭子智彦議員 それでは、今回の請願についての説明を申し上げます。

今回の請願につきましては、介護保険制度における利用料負担の廃止などを求める請願ということでございます。請願者は、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会並びに兵庫県視覚障害者の生活と権利を守る会淡路支部の吉田善平さんでございます。

請願項目としましては、まず1、障害者の介護保険制度における保険負担を大幅に減額するとともに、利用料負担をなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。2、障害者総合支援法の第7条、介護

保険優先原理をなくし、介護保険自立支援給付のどちらかを障がい者本人が選択できるようにしてください。ということでございます。

請願趣旨でございますが、ここに請願書に書かれておりますことを朗読をして、その趣旨説明とさせていただきます。

請願趣旨。

なぜ、障がい者が65歳になると、従来受けてきたサービスを継続できないのか。なぜ、今まで無料でサービスを受けていたのに、介護保険サービスの利用によって有料になるのか。障害者総合支援法と介護保険制度上の年齢によるサービス利用の区分、格差の不合理な問題が障害者家族を混乱させ、サービスの利用における内容制限、時間短縮や新たな負担問題などをつくり出しています。とりわけ、障害者総合支援法第7条介護保険優先原理の規定によって、障害福祉サービスであっても介護保険に相当、類似するサービスは介護保険での提供とされています。また、住民税非課税世帯に対し、障害福祉サービスの利用料が無料であるにもかかわらず、介護保険サービスは利用料を徴収されるなど、障がい者の生活実態を無視していることは言うまでもなく、2つの制度の整合性からいっても納得できるものではありません。私たちはこうした問題をなくすために、介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担をなくすことを強く要望しています。この運動に、温かい御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○印部久信委員長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 おはようございます。

吉田さんには、以前特別支援学校の請願のとき出していただいたなというのを思い出してはいますが、今回の請願は全国連絡協議会ということで、私もホームページ見せていただいたんですけど、今の項目なり趣旨というのは、全て全国统一したものが出されてるようですけども、島内の淡路市、洲本市のほうへの請願はどんな感じでしたでしょうか。

○印部久信委員長 吉田参考人。

○吉田参考人 このことについては、今回まだ準備不足で間に合わなかったもので、今度の9月議会に、洲本市並びに淡路市に出す予定です。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 参考までに、ちょっと南あわじ市の数字とかを伺いたいんですけども、担当課でわかればお願いします。南あわじ市の障がい者の数、それとそのうち65歳以上の方の数というのは幾らになりますか。

○印部久信委員長 これは参考人でなしに、南あわじ市の執行部ですね。答弁できますか。
福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 平成25年4月現在で申し上げます。南あわじ市の身体障害者手帳所持者は、2,284名でございます。そのうち、ちょっと概算ではございますが、65歳以上は約70%ぐらいということで把握をしております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 もう1点、この障害者総合支援法の第7条の介護保険優先原理ということが課題になつとるんですけども、実際南あわじ市で今65歳になったときに、障害福祉サービスから介護保険サービスに移る際の現場の状況というのはどういう状況でしょうか。

○印部久信委員長 答弁できますか。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 余り詳しいことまではわからないんですが、聞いてますときは、やはりそういう時期が来たら、その介護保険に移っていただくようお願いをしてるということを聞いております。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 それでは、参考人にお伺いしますけども、65歳になって介護保険サービスに移るわけですけども、優先ということで、そちらが優先されるんですけども、介護保険サービスにないメニューというのは、そのまま障害福祉サービスが継続利用できるわけでありまして。また介護保険では、通常利用限度額というか、介護度に応じた利用限度額をオーバーしたら全額自己負担になるんですけども、障がい者の場合は障害福祉サービスとの併用で、介護保険の制度を超えた分は無料の障害福祉サービスが利用できるとい

うふうに聞いてます。こうした点は、例えば高齢になって体が不自由になって、でも障害認定は受けてるけども手帳は持ってないという人は、要介護3とか4になったらかなりの人がそういう状況にあると思うんですけども、そういう同じ介護度の人から見ると、手帳を持ってるか持ってないかで負担が異なる、特に今回の請願では、利用料負担はなくしてくださいとなってますけども、これは年取って自然にかなり体がやっぱり不自由になったりした人にとっては、不公平感が逆にあるんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○印部久信委員長 吉田参考人。

○吉田参考人 その件につきまして、やはり手帳を持ってない人で、そういうふうな年いった人、そういう方が不公平感を感じるというのはわからなくはありません。それでも私たち自身も、いわゆる住民税の非課税世帯におきまして、65歳になったからといって1割負担ですかね、あの介護保険。これがやっぱり新たな負担増となるのと同時に、その1割の利用料さえ出せないというのが現状なんです。だから、そのことも加味していただくと、やはり利用料は今までどおり、幾ら介護保険優先というかね、そういう原理があったとしても、できればそれはやめていただきたいなど。現状、やっぱり出しにくいというかね、その優先原理になったために、サービスが受けられなくなる人もかなりおられると思うので、例えば今南あわじ市の方からも請願というか、僕の意見に賛成する人がおられて、その人はもう9月になったら65歳になられるそうなので、そうすると今度は介護保険料を払わないかと、何を受けるにしてもね。大体はやっぱり介護保険優先で、ほとんどがもう介護保険に移動しちゃいますんで。それと、その方の奥さん、今ホームヘルパーのサービスを受けとんですけど、この方も来年になりますと65歳になられるんで、そうすると今のヘルパー制度を中止せんと仕方ないかなというようなことを言っておられましたんで、それは大変なことやなというふうに思ってます。

○印部久信委員長 原口委員。

○原口育大委員 聞きたいこと終わりましたんで、あとは委員間討議の中でよろしくお願ひします。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 障害者自立支援法が始まって、そういうふうに応益負担、利益を受け

る人に1割負担というのが出発して、それから障がい者の人たちは受けるサービスによって1割負担というのが大変な制度になって、そういうことから、障がい者の人たちがそれはおかしいということで裁判を起こしてる。そして裁判を起こした中で、厚生労働省と基本合意文書というのを取り交わして和解に至ってるわけですが、それは平成22年1月7日であります。そのときに、厚生省との基本合意文書の中にも、先ほど言われた介護保険制度優先の原則をやめるということが厚生労働省はそれも認めているにもかかわらず、総合支援法でそれが盛り込まれず、今のような現状になっていると思っております。その点で、吉田さんはその合意文書も御存じだと思いますが、その点についてどういうふうにお考えなのか伺いたします。

○印部久信委員長 吉田参考人。

○吉田参考人 今、委員がおっしゃったことが全くそのとおりでして、この総合支援法もだから新しくつくろうということで、障がい者の方が6割入って、こういうのは今までなかったんですけど、6割障がい者の方が入って、それで介護を立ち上げて、それで総合支援法をつくっていったわけなんですけど、骨格提言も出されました。ただし、それが結局決まる段になりますと、全部骨抜きにされた形で、何か看板の書きかえにしか過ぎひんかったなというのが私たちの印象でして、これ一体この約束は何だったんだろうかというふうなことを強く感じてます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私も、その裁判を起こした方々は、その障がい者に対してそういうふうに負担を求めるといふことにおかしいという声を上げて、基本合意が厚生省と結ばれたわけですが、それをほごにしている、約束違反を守ってないということに本当に憤りも感じております。そして私も、ある南あわじ市の女性で、65歳以上になって、障がい者の関係でフローラを利用していただけどもそれが利用できなくなって、介護保険制度の中で介護施設を利用するという段になって、いろんなことでホームヘルパーさんなんかにもお世話になって、施設を見つけるのが本当に大変だったという話も伺っております。そして、その新しい施設でどう対応してくれるかという不安を持ちながら、今、介護保険制度でいろんなサービスを受けているわけですが、その中で当然負担も大きくふえたという話も伺っております。そういうことから言えば、やはり国において、今回請願を出すことによって、介護保険制度からこういうふうな形を取り除いていくというのが本来の姿であるというふうに思っておりますので、この請願については賛同したいと思っております。こういうふうな、南あわじ市の方々の中にもそういう不安を抱いてるということに対して、

やっぱり払拭させていくという思いがありますので、ぜひこの運動も広げていただきたいというふうに思っております。それで、南あわじ市で、先ほども吉田さんのほうから例も出されておりますけれども、ほかの方々もいろんな負担がふえることに危惧されてる方も多いと思いますが、ほかの方々からいろんな意見を聞いてると思いますが、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 蛭子議員。

○蛭子智彦議員 これは、盲学校の教師をされてる方が南あわじ市に住んでおられるんですが、その方からも賛同の、この方も障害を持っておられる方ですけれども、賛同のメッセージをいただいています。読ませていただきます。

介護保険制度における利用料負担の廃止などを求める請願書に賛同いたします。

名前、菊井澄人。

住所、兵庫県南あわじ市広田広田203。

介護保険制度は全ての人、健常者、障がい者を問わないが対象であり、そのうち障がい者には、障害者総合支援法をもとに配慮されるべきものと考えます。現在の介護保険制度における利用料負担は、障がい者という観点を排除し、健常者と同じとみなしているように思われます。社会性や経済面から見ても、障がい者には配慮が必要だと思います。

それともう1点、この方も南あわじ市のほうに住んでおられる方ですけれども、御夫婦で障害を持っておられる方、先ほど吉田さんから紹介があった方からもメッセージをいただいております。

以上です。

○印部久信委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉田参考人。

○吉田参考人 これは、この間の議会からの案内状いただいたんです。それを点字でいただいたんですよ。これ、私たちが点字しか読めないのが非常に助かりました。こういうのをしてくれたのは南あわじ市だけです。それで、私たちの要望を聞き入れてくれるのも南あわじ市が一番早い。やっぱり、すごく南あわじ市の職員並びに議会の先生方も、非常に私たちの意見をよく聞いてくれて、私たちの意見を取り入れてくれる。例えば点字ディスプレイですね、あれ去年から給付されてます。これは、淡路島では南あわじ市が一番最初でした。兵庫県で言っても、点字ディスプレイ出てるのは少ないんです。そういう面ではすごく進んでるという感じです。私たちは大いに南あわじ市に期待もし、敬服もしてるところなんです。それで、感謝申し上げたいというのが私の発言です。終わります。あり

がとうございました。

○印部久信委員長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時25分)

○印部久信委員長 再開します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

原口委員。

○原口育大委員 まず、最後に吉田さんのほうから、南あわじ市の対応が早いということと褒めていただいたようでありまして、大変うれしく感じました。私もこの請願出て、介護保険の担当のところ、福祉課のほうちょっと聞いてみたんですけど、この介護優先の原則というか、その65歳でそれまでの障害福祉サービスから介護保険サービスに移る際の混乱はどんなにかというて聞きましたら、十分にもう説明ができてるんで余り混乱はありませんというふうに聞いて安心してましたので、その辺もしっかり対応してくれてるのかなというふうに思いました。負担がふえるので、障がい者としての利用料をなくす、また保険料は大幅に減額してほしいということでもありますけども、これ自立支援法の応益負担というのがどうも評判が悪くて、総合支援法にかわって応能の負担がメインになったのかなと思ってます。いわゆる所得があればその分はやっぱり負担していただく。そんな流れの中で、例えば今回の上程されてる国保にしても、所得の高い人の分は上げて低い人の分は減額するとか、介護保険料にしても同様に、所得の高い人の分を上げて低い人の幅を広げるというふうなこともされてますので、流れはそういう方向へいっとると思うんです。障がい者いうても、手帳を持ってる人の数なり、その7割が高齢者という実態からして、健常者と余り変わらんぐらいの所得を上げてる人も実際僕見ててもありますから、そういう人も含めて無料にとか負担をなくすというのは、私はやっぱり介護保険制度を守るためにはちょっと問題ではないかなと。それよりも、やっぱりきちっと弱者に対して経済的な、恵まれない人とかに対する部分はきちっとするけども、やっぱりいただくものはいただくというのがまず原則だと思ってます。介護保険制度には、住民税非課税世帯の人への利用料軽減というのもありますし、高額介護サービス費の還付制度などもありますから、一律に1割負担というても、実質的には低所得の方に対しては、障害あるなしにかかわらずですけども、かなり軽減されておるというふうに思ってます。今も言いましたように、障がい者でも健常者と変わらない所得を上げている人もたくさんいることを考えますと、

全ての障がい者に対して保険料負担の大幅削減と利用料負担をなくすという御要望ですけれども、これについては賛同できないと思っております。また、障害者総合支援法の7条をなくして、本人が選択できるようにということですが、そしたら手帳を持ってる人は利用料ゼロというか、負担ゼロの障害福祉サービスのほうを選ぶと思いますので、そうなったんではやっぱりちょっとこの制度自体が成り立たなくなると思っておりますので、現場でぜひ障害の方の実情とかをいろいろ聞いて対応して、本当に困ってる部分についてはきちんとサポートするという形で対応されるように、それがいいんじゃないかなというふうに考えてますので、この請願については、申しわけないですけどちょっと賛同できないという立場であります。

○印部久信委員長 ほかに。
 吉田委員。

○吉田良子委員 今、原口委員から意見がありましたけれども、私も先ほど紹介させていただいたように、障害者自立支援法が始まって応益負担、利益を受ける人にそれなりの負担をお願いするということについて、障がい者の人たちから反対の声が上がって裁判にまでなっていたわけですが、それで厚生労働省との基本合意文書の中には介護保険優先原則を廃止し、障がい者の特性を配慮した選択制等の導入を図ることということについて合意ができているのにもかかわらず、総合支援法ではこれをほごにして、それを盛り込まなかったという国の責任は本当に大きなものがあると思っております。それで、先ほど原口委員は、スムーズに障がい者の方々が介護保険制度に移行して、サービスを受けているという話もしておりましたけれども、先ほど私が紹介させていただいた女性は、交通事故で下半身に障害を受けもう歩くことさえできないという方が、新しく介護保険のサービスで行ってるところではお風呂をどうするかという話になって、本当に自分の特性に合ったお風呂の施設がなかなか見つからなかったということで、やっと一つ見つかって行っておりますけれども、しかしもう一つの施設は、お風呂に入るときは本当に介護職員の人たちにも手助けをしてもらっているわけですが、大変な思いをしているという話も伺いました。そしてその施設を探すにあたっては、ホームヘルパーさんやボランティアの人たちの手助けを何とか借りてやっと探せたというように、本当に移行するために大変な思いをしたそうです。

そして所得の関係ですが、この介護保険なんかになりますと、本人の所得でなしに家族全体の所得ということで、サービスや利用料も決まってくるわけですが、本人はほとんど年金しかないのにもかかわらず、数万円のお金を払わなくてはならないということで、本当に医療の分で何とか介護保険をオーバーする分をカバーしてもらってるというような話も伺いました。ですから、サービスを受ける段階でも大変ですし、利用料も

上がってるという実態があるわけですから、やはり選択制を導入するということに幅を広げていていただいて、利用者が安心してサービスが受けられるような状態をつくり出していくというのがこの基本合意に基づく国の責任であると。そういう声を議会からも上げていくことによって、国の姿勢も大きく変わってくると私は思っております。

○印部久信委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 その障害の方に適した施設が不足してるというのも、それは事実かと思しますので、そこは整備を進めていただきたいなというふうに思います。またボランティアに頼るといっても、これからのことを考えたら、そういうものに対してきちっと有償ボランティアとかの制度も整えていかなければならないというふうに思ってます。

所得の話ですけれども、高齢になって年金暮らしの方、これは健常者の人というか、体が不自由になった高齢の方で、手帳を持ってない人も手帳を持ってる人も同じだと思うんです。当然、非課税世帯とかあるわけですけれども、その人らに対しての施策というのはやっぱりちゃんとせないかんし、今、国はしようとしてると思ってますし、同じ年金でも老齢年金というんか、それと障害者年金比べたら、障害者年金のほうがやっぱりたくさんいただけてますから、同じ年金受給者で同じような所得で考えても、私はやっぱり障がい者のほうがまだその点では恵まれてると思います。だからサービスせなかってええと違うんですけど、やっぱり住民税非課税の方とかについては、かなりサービスは拡充せないかんと思ってますけれども、先ほどちょっと言いましたけど、手帳を持ってない人から見たら不公平やろなというふうに感じられます。

その年金とかもそうなんですけれども、所得の低い人の利用料負担についても、先ほど言いましたように、手帳を持ってる人のほうがかなり優遇されてると思いますので、そこはやっぱり分けて考えないといけないんじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

○印部久信委員長 ほかに。
川上委員。

○川上 命委員 原口委員と吉田委員のいろいろと意見を聞かせていただいたわけですが、理屈はどうあれ障がい者の方は大きなハンディを持って人生を送らなならんと。私、常に心配しとるのは、南あわじ市でも障がい者が安心して働けると、一旦雇用したら首を切らないんで安心して働けると、収入面でも安心できるというような、そういったことをもう少し南あわじ市のほうも行政で力を入れていかなきゃならないんじゃないか

と。確かに、毎年医療費も1兆円上がり、また25年には団塊の世代が75歳になるということで、確かに医療費もいろんな面で物すごいアップするわけで、その財源を探さなならんと、そういった国また行政の苦しみはわかるんですけど、やっぱり障がい者の方はハンディを持つとということとは、やっぱりそれを助けてあげるといのはこれは地域社会しかないわけでございますので、私はそういった面も少し考えるべきじゃないかと思うわけでございます。

○印部久信委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

請願第1号、介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める請願書について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。

よって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

採択すべきものと決定した請願第1号について、当委員会で意見書提出の発委を行うことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、発委を行うことにします。

意見書案及び提出先については、後刻検討をいたします。

次に、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

① 議案第44号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

それでは、議案第44号、南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 これ、条例見せていただいたんですけど、大変多岐にわたってまして、本会議でも軽自動車税の質疑とかあったんですけども、まだまだほかにもたくさん出ますので、一通り、要点だけで結構なんですけども、主な点について担当課から概略説明願えたらと思うんですけども。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 簡単に御説明させていただきます。今回の税条例は、変更・新設・廃止に伴う改正が9項目、それと税の軽減延長に伴う改正が2項目、合わせて11項目の税条例の変更となっております。

それでは、南あわじ市税条例、一部改正する条例の条例順に説明させていただきたいと思います。なお、説明する変更内容に関連する条文または附則、削除されている条項につきましては、一部省略させていただきます。

それでは、1条の2行下に、第23条第2項、外国人に対する市民税の納税義務者等に関する改正でございます。外国法人に対する国際課税原則に従い見直すものでございます。具体的には、外国法人等の支店が得る所得については、支店が本店から分離独立した企業であったとした場合に得られる所得とするということと、あと本店と支店間の内部取引、これをはっきりさせるということになっております。

2点目でございますけれども、支店が第三国、本店と支店にかかわりのない第三国から得る所得については、日本と第三国の両方から課税されている二重課税というのが発生する場合、その二重課税を排除するために、新たに外国税額控除というのを創設するための改正でございます。

次、1ページ中段にまいりまして34条の4、法人市民税における所得割りに関する改正でございます。これは条例提案時に御質問いただきました件でございますけれども、法

人市民税 12.3%を9.7%に減額します。これは市税の分だけなんですけれども、それに伴いまして、法人県民税も5%から3.2%へ、あわせて減額税率マイナス4.4%になります。この目的は、法人市民税率を減額し、新たに国が徴収する地方法人税、この税率が4.4%になっておりますけれども、地方法人税を新たに創設し、それを交付税の原資として地方に配分することにより、地域間の税源の偏在制を是正し、財政力格差の縮小を図るというための改正でございます。

続きまして、34条の7号第1項に3号を加える寄附金税額控除に関する改正でございます。公益法人淡路人形協会に対する寄附金を、個人市民税6%に対して寄附金控除の対象として適用するための改正です。なお、平成26年4月1日以降の寄附金に対して適用させていただきます。

次の、第47条2項第1項につきましては、公的年金にかかる個人の市民税の特別徴収に関する改正でございます。これには2点ございまして、まず1点目なんですけれども、まず特別徴収年金所得者が南あわじ市から外へ転出した場合、転出先の市町村においても特別徴収を継続させるということです。

次2点目なんですけれども、これは47条5項第1項の改正なんですけれども、その納税義務者が医療費控除や対象となる扶養の取り方によって、税額が年度により著しく差額が生じてくる場合がございます。その算定方法を見直すことにより、公的年金等の支払いをする際に、徴収される年間の税額を平準化、つまりでこぼこあるやつをなるべく一定にならすための算定というような見直しをさせていただきたいと思っております。なお、この算定方法の見直しとありますけれども、税額そのものを改正するものではなく、あくまでも分割納付いただく税額が、年度によって低くなったり高くなっておる差を少なくできるように算定を変更する改正でございます。

次のページになりまして、第82条軽自動車税に関する改正でございます。これは、議会でも説明させていただいたように4点ございます。まず軽乗用車につきましては、平成27年4月1日以降に最初の新規登録検査を受ける新車を購入する者を対象に、平成28年度の軽自動車税から新税率が適用されます。現在登録されている、保有されている原付自転車または二輪車にかかる軽自動車、つまり車検に該当しない車両で、従来から所有する車両につきましては、平成27年度からの改正後の税額となります。

3点目、次に従来から所有されている、車検を伴う軽乗用車につきましては、従来の税額のままでございます。

4点目に、ただし最初の新規車両の登録から13年を経過した軽乗用車につきましては、平成28年度の軽自動車税から、新規課税額に約20%上乗せした税額が課税されることとなります。

次のページ、4行目の附則第8号第1項中、平成27年度、平成30年度に改めの内容につきましては、これは現在肉用牛の売却による農業所得の課税について、従来の特例の

適用期限を3年間延長するものでございます。平成30年度まで延長するものでございます。

次の附則10条2を、附則10条の3と変更するものにつきましては、耐震改修が行われた既存建物にかかる固定資産税の減額措置創設による改正で、要安全建物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日の間に政府の補助を受けて耐震改修が行われ、耐震基準に適合した建物にかかる固定資産税額を、耐震改修が完了した日の属する年の翌年度から2年分を2分の1とし、また減額対象家屋の納税義務者は、改修完了後3カ月以内に市に申告するものでございます。なお、1年分あたりの減額は改修費用の2.5%を限度としております。この対象となる建物なんですけれども、大規模建築物に該当するものとなっており、病院、旅館、不特定多数の者が利用する大規模な建物が1つ。2つ目に、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難所に敷地が接する建物。3つ目が、都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建物。なお、本条例の適用範囲には、個人住宅の耐震にかかるものは該当していません。

次に、新条例附則10条の2の規定につきましては、地方税法附則第15条における通称わがまち特例の導入による改正でございます。地方税の特例措置につきましては、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組みを導入しております。固定資産税の課税標準の特例措置、国が定める基準6件につきまして軽減の限度を定め、法律の定める上限下限の範囲内において改正するものでございます。6件についての御説明を申し上げます。1つ目は、汚水または廃液処理施設に対して固定資産税の課税標準額を3分の1とします。2番目に、大気汚染法の指定物質の排出抑制施設に対しまして2分の1とします。土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設に対しては2分の1とします。下水道排除施設につきましては4分の3とします。浸水防止用施設に対しましては、5年分を3分の2とします。6番目、自然冷媒を利用した一定の業務用冷蔵庫、冷凍庫でノンフロン製品に対しましては、3年分に限り4分の3。

以上申し上げました施設等に対して、固定資産税にかかる軽減を定めるものでございます。

続きまして、次の中段の軽自動車税特例の表の次でございます、附則第16条の3に関する改正の規定につきましては、金融所得の課税方法の見直しが行われるため、平成29年度から住民税にかかる影響があるために改正するものでございます。

まず、現在における金融所得についての問題点としましては、各金融商品は上場株式と公社債等とでは課税方式に差がございます。また、金融商品間の権益通算が限定されているところもございます。今回の改正内容は、上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について。次に、特定公社債の利子が対象に追加されることに伴いまして、規定の整備を行う。また附則第7条の4、附則第19条の改正規定、新条例19条の2の規定によりまして、株式等にかかる譲渡所得の分離課税について、一般株式にかかる譲渡所得と、上場株

式にかかる譲渡所得を別々の分離課税とした上で、特定公社債及び上場株式等にかかる譲渡所得の分離課税と、一般公社債と一般株式にかかる譲渡所得の分離課税についてグループ分けを行い、整備するものでございます。金融所得課税等の一体化、一元化によりまして、損益通算の範囲を拡大することにより、各金融商品への投資を容易にし、経済活動の活性化を図ることが改正の目的となっております。一番大きいのは損益通算ができる、そういうようなことだと理解していただきたいと思います。

次のページ5行目の、附則第17条2項第1項及び第2項中の平成26年度を平成29年に改める改正につきましては、現行の制度を3年間延長するものでございます。延長する制度の内容は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得にかかる市民税の課税の特例で、その年の1月1日において所有期間が5年を超える長期譲渡所得について、土地の公的機関への譲渡を容易にするための特例措置で、課税長期譲渡所得の2,000万円以下の部分に対して税額を軽減しております。

次のページの4行目、附則第21条2項を削ることになっておりますのは、一般社団法人等にかかる固定資産の非課税措置を廃止するものでございます。特例民法法人から、一般社団法人、一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行日の前日において非課税とされているものにつきまして、平成25年度までの固定資産税の非課税措置を継続してきましたが、それを廃止するものでございます。なお、市内には該当ございませんが、法改正により条例を改正するものでございます。

以上、変更・新設・廃止に伴う内容が9項目、税の軽減延長に伴うものが2項目、合わせて11項目の説明にかえさせていただきますと思います。

○印部久信委員長 原口委員、それによろしいですか。

ほかに。

柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、たくさんあったんですけども、もう23条2項はおいといて、次の34条の4項ですけども、法人市民税の関係について、これが減額されると。県民税も合わせて4.4%減税されるという話ですけども、この減額というのはちょっと今の趣旨でわかったんですけども、今、国がやっています法人のその基本税率を25.5を19とかにしていくという話とは何か連動はあるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 新聞紙上では、法人税の実効税率等を20%台、あやふやな数字なんですけれど、それとは関係ございません。つまり、今の法人住民税につま

しては、やはり地域格差が出ております。ですから、4.4%について、別の国が徴収する地方法人税というのを設けて同じ税率にしております。要は、財力の豊かなところはたくさん国が徴収して、それを財源の足りない地方に4.4%でもって配分しますというように定めてございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりましたけども、そうするとこれいずれにしても地方法人税が、数字も持っとるんですけども、2億5,000万円ぐらいだったですか、約2億5,000万円ぐらいの予算で、均等割りも合わせてですけどね。所得割り、これが減額になりますよね。これ幾らぐらい減額の見込みですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 平成24年度分の数字を持って御説明させていただきたいと思います。まず、法人市民税の納税義務者の数なんですけれども、平成24年度が1,061人になってございます。そして、均等割り額が1億1,479万7,000円。そして、先ほど説明しましたところの法人税割りが1億7,317万7,000円。24年度は比較的高かったんですけど、2億8,797万4,000円となっております。これを法人税額割りをそれだけ軽減しますと、約3,600万円ぐらいになります。通常の計算でいきますと、マイナス3,000万円ぐらいの減額になります。ですから、その分の減額された分を幾ら国のほうが補填されるかというのは、この間財政課も申しておりましたように、まだ決まってないというようなことでございますけれども、実際にこれだけの影響がございまして。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、均等割りのほうもやっぱり同様に4.4%減額になるんですか、所得割り合わせて。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） この分につきましては、均等割りの変更はございません。あくまでも法人税割り、つまり法人税割りをすっぱりと国のほうで新しい制度を設けますので、均等割りににつきましては変更ございません。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうすると、3,000万円の減額というのは、何掛ける0.44で3,000万円になるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、先ほど申しました1億7,317万7,000円につきましては、12.3%の税額でございます。これを9.7%に減額しますと、1億4,794万3,000円程度になります。ですからそれを引き算しますと、3,660万円程度の減額になります。ただ、年度によって開きがありますので、税務課としましては約3,000万円ぐらいの減収となる見込みでございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました、私の勘違いで、その12.が9.何ぼになるという、この差額ですからそういうことですね。それで、総市民税が、これ年度等はよくわからなかったですけども、法人市民税がそれだけ税収が減額になるわけですね。そうすると、これは国が特別にその分だけ徴収して、あと市町村のバランス、都市部とか田舎の分とはバランスを考えてくるということは、南あわじ市にとっては、本来考え方からいったらその3,600万円を上回ってくるとか、国の考え方かと思うんですけど、その辺はどんな考え方になっとるんでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） これ、財政課のほうにも聞いてみたんですけど、まだ詳しいことはわからないというようなことになっておりますので、100%くるか、また110%で戻ってくるか、または70%ぐらいで戻ってくるかというような数字はまだ定かでない。この間、議会のほうでもそういうような答弁であったと思いますので、私のほうもそういう理解をしております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 この件はこれで終わりますけど、そもそも都市部のほうでたくさ

んの法人があつて、法人市民税集めてるのと、地方税1億何千万かのと、このバランスが大きいんで、ということは、東京とか大阪というところの地方税が落ちて、その分が地方にばらまかれてくる、本来はそのはずですよ。だからそういう方向でないと、この改正は何か今イチピンとこない、おかしいなという感じ。結局、全部国が特別税収創生して、同じようにバランスよくやって、100だ110だとやったんで、余り意味ないような気がするんですけどね。そこだけ、ちょっと一言いって終わります。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、地方法人税につきましても、4.4%という税率しか決まっておられません。それが同じ額の4.4%を法人税にかけて国が徴収して、それを地方に分配するという、その仕組みは決まっておりますけれど、南あわじ市に幾ら、兵庫県に幾らというような仕組みはまだ決まってないというようなことでございますので、南あわじ市は地方部ということを考えれば、それだけ補填されるのかなというような気持ちではおります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 この件は終わります。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 今言われてた4.4%の減で、3,600万円の市の減収になると。それで、その国が集めた分をどう地方に割り振るかというのも決まってない中で、先行的に減税の分だけが実施されるというのはおかしい話だというふうに思います。そういう仕組みそのものを決めといて、市が減税するというんだったらわかるんですけど、そういう仕組みのない中でそういうふうにするというのはいかがかと思ひますし、そのもともとの地方交付税のあり方そのものが覆されるような今回の改正だというふうに思っておりますけれども、その点どういうふうな認識でしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 認識といたしましては、早く私も国に決めていただきたいと、そのように思います。まず、仕組みを今変えていっとる途中なので、またそれに合

わせて法人税が云々というて言われてる報道でございますけれども、この件に関してはまことに申しわけないんですけども、市のほうには情報入ってない。確かに、仕組みのほうが先行してやられとる税制改革だと私も認識をしておりますけれども、まずは仕組みができておる以上、幾らかの減額に対しての補填はされるものというふうに認識しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 副市長にお伺いいたしますが、こういうふうに地方交付税のあり方そのものが今回の改正で大きく見直しされるというふうに思っておりますが、市としてはこのような国の対応についてどういうふうに思っておりますか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） できるだけわかりやすく、国のほうも発表していただければいいわけなんです、いつもこういうことがあるわけですし、我々も困惑はいたしております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国に対しても、早急にこういう制度を先行させて、中身が充実してないということについて、やはり国に対して声を上げていくべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 市長会等で、一回話はしてみたいと思っております。どこともそういうふうな考え方はあろうかと思っておりますので、提案はさせていただこうと思っております。

○印部久信委員長 暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時13分）

○印部久信委員長 それでは再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 次に、82条のほうの軽自動車税についてお聞きします。

これ、いろいろ小型何とかってあるんですけど、ほとんど大きいのが自家用乗用車、軽自動車、これが7,200円が1万800円、これ市民にとって大きい、税収も大きいんですけどね。それともう一つは軽トラ、これは4,000円が5,000円ということで、軽自動車については50%アップ、軽トラについては25%アップ、この辺は国の支持かと思うんですけども、これだけ自動車税、地方税を上げろというのは、その辺の心はどの辺にあるんでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 軽自動車税が上がるんですけども、車の取得税のほうですけども、県税なんですけども、そちらのほうで、今、減額になっておりまして、消費税が10%になった段階で、取得税のほうがかからないというようなことになってきますので、その辺との差し引きになっておるかと思えます。

以上でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 今ちょっと予算書を見てるんですけども、26年度予算でいくと、自家用乗用車の税収分が約1億円ちょっと。それから、軽トラ、貨物自家用車が4,000円で4,500万円という、これが25%アップ、それから50%アップ、25%アップでざっと計算すると、6千何百万円ぐらい税収がふえるんですよ。一方、取得税というのが、今、全体で予算的にいったら、100万円ほどしかおいてないんですけどね。これが、じゃあそれに見合う分だけ、6千何百万円分だけ自動車取得税が下がるんですか。その辺のバランスは。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 25年度予算で1億円を予算計上で、これが取得税の100%の額でございますけども、今回の軽自動車の改正によりまして、見込まれる数字が約2,400万円程度の増収になるかということですけども、最終的に今古い車が新しく購

入されて新税率が適用されたときには、7,000万円ぐらいの税収になろうかと思われまして、その差額がおおむね3,000万円ぐらいの減収になろうかと思えます。

以上でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 年々払う税金が増額になって、取得したときの税額が減額になるという、この辺の考え方の背景はどの辺にあるんでしょう。これは国の考え方だと思うんですけども、もしわかれば。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 今現在も、実際取得税をはじめエコカー減税、それとあと重量税についても、新車に対する減税というのが進んでおります。これは、やはり、今、円安ということもございまして、やはり燃費のいい車、それと自然環境にいい車、そういうのにやはり買いかえるような推進を図るともんやと私は考えております。ただ、先ほど言いましたように、取得税も今落ちてきるといいますのは、まず自動車取得税で申し上げますと、本来軽自動車ですと3%であったものが、今現在取得税2%になっております。それとその他の自動車につきましても、自家用車5%のやつが現在3%、営業用でも3%が2%、またエコカー減税、これは本当に進んでおりまして、電気自動車でしたら非課税、また27年度基準の比率がプラス20%を達成しているものについても非課税、27年度基準で10%達成してれば、今まで75%やったんですけど80%まで減税額が80、そういうふうなことになっておりまして、また重量税におきましても、それぞれ先ほど言いました電気自動車等は免除になっております。そういうことで、やはり燃費のいい車、それと自然環境にいい車というようなことで、買いかえを促進しとる時代だと私は考えております。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 よくわかりました。要するに、買いかえをやりやすくして、多少ランニングコストは落ちても、とにかく新しい車にかえてもらいたいという、この辺が心かなと理解しました。終わります。

○印部久信委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 議案第44号の税条例の改正ですけども、これはほとんどが上位法の地方税法の改正に伴うということであると思うんですが、1点だけ公益法人の淡路人形協会に対する寄附、これが34条の7ということで、新たに創設されたということなんですが、この背景について、これはむしろ税務課というよりも、人形協会を主管するところの部署からこういうお話が出たんですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） この人形協会のほうから、4月15日に要望書も出ておりまして、まずこの公益法人につきましては、控除するためには必ず条例がいるということもございまして、そして人形協会の認定につきましても、26年4月1日付で公益法人として事業を開始したということがございますので、速やかに条例改正をするものでございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、市民税だけですと影響は少ないと思うんですけども、市内でこれができることによってどのぐらいの税収というか、逆に寄附金はどのぐらいあるんですか。人形協会に対する、市内からの寄附金。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在のところ、前年度まではゼロでございます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 前年度までゼロ。これをできることによって、そしたらそういう見込みとか目算があるんですね。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先日の理事会等で、一応決算をいただいております。300万円の計上をさせていただいております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。もう1点お聞きします。固定資産税の関係ですけども、地域決定型地方税制特別措置の導入ということで、新たに6項目特例の減額が、今、説明があったわけですけども、この文章の中身から言いますと、例えば市長が特例でこういう固定資産に関するいろんな税制の中で、特例として減額とかそういう制度は、南あわじ市だけでできるというような解釈ができるんですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 今回の税条例の改正につきましては、まず国の基準に基づいた6項目を挙げさせていただいております。ただ今後のことになると、これは課税のサイドでなしに、いろいろ考えていかんこともあるんですけど、ただ国の基準というのが前提でございますので、どこまでがどうというような判断は、私ども今のところできておりません。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私どもで、せやから私どもでできて、これは妥当だなということは、新たに特例でこういう条例改正できるという項目がふえたわけですね。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、地方税の特別措置について、国がまず一律に定めていた内容、これは地方自治体が自主的に判断して条例制定してくださいよという仕組みができたわけでございます。ただ、地方で判断してまず考えたいのが、そこで減額または控除を図ったときに、国のほうがどれだけ補填していただけるかどうかというのも今後の課題となっておりますので、今のところ本当に国の基準というのが前提でございますので、そこら辺のところはやはり判断しかねるということなんで、この条例につきましては、他市もいろいろ条例上程しております、4項目であったり5項目であったりというようなことなんですけれども、南あわじ市は国の基準に従った6項目につきまして、全て改正の条項に挙げさせていただくと御理解いただきたいと思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今の部長の回答であれば、ケースバイケースで今後そういうことが発生するという事、県とか国と協議の上でできるということによろしいですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 今のところ、国の基準の定めにある6項目についてのみ上程させていただいておりますので、まずその辺を御理解していただきたいと思います。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 一応終わっときます。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 今回の改正は、先ほど言われたように国の法律改正があつてのことなんですけども、ここに要旨の中で、この実施時期というのがまちまちになっております。平成28年度からする特別徴収等々、また29年度からするものとかいろいろあるわけですから、今回なぜこういうふうに一括で提案されたのかお伺いいたします。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、これは平成25年度の改正分、平成26年度に改正分いろいろあつて、適用の基準、施行の日がまちまちになったということでございますけれど、まず法人市民税につきましては、平成26年の10月1日以降でございますので、それによって始まりの基準というのもまちまちでございますので、そういうことになりました。あと、具体的に問題があれば、御提示していただきたいわけなんですけれども、先ほどの人形会館につきましては4月1日を適用。あと自動車税につきましては、これはもう国の方針というようなことで、主にはまず市民税の賦課する時期に合わせてそれが間に合うか間に合わないか、あるいはまた徴収につきましても、その法改正と課税に間に合うか間に合わないかというようなことを基準に、施行日等を定めております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ時間があるものがあると思います。先ほど言われた、29年度以

降の個人市民税についてはまだ先の話でありますから、現時点で税制改正必要なのかどうか、その前に期間を設けて改正すべきではないのかという点なんですけど。一つの例としてですけど。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 影響のあるのが、市民税についての公的年金等の徴収だと私は考えておりますけれども、これは課税年度が全年度の所得に応じてということなので、この分については平成28年度10月1日からというふうな形で、賦課する所得年度と賦課できる所得年度、あるいはまたそこで納付を促す年度、そこら辺の違いがあると思います。そして国のほうで変わった分については、国に従ったというようなことなんですけど、やはり市民の影響におけるところは、あらかじめ1年なり1年半なりの余裕を持ってしかるべきというようなことで、今回の上程に至ったわけでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう期間がありて、市民への周知というのもわかるんですけども、やはりまだまだ先の話でありますので、その時点でやっぱり条例改正というのは提案すべきでなかったかというふうに思っております。

それと、もう1つよろしいでしょうか、委員長。先ほど言われてた、地域決定型地方税制のわがまち特例ということであります。6つしか認められないので、それに従って出したということになりますと、いわゆる国が決めたことをそっくりそのままやるというのは、わがまち特例という観点からいえば、国が決めてきたことをそっくりするんであればわがまち特例にはならないと思うんですけど。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほど言いましたように、6つのうち4つであったり5つであったりというような市町村も見受けられますけれども、やはり南あわじとしては、今、該当ないにしろ、全ての範囲広くというようなことで、国の基準が定めたその範囲を網羅して条例制定をしたものでございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 該当がないものをあえて条例化するというのは、国の施策の中でそう

いうふうになったんだというふうに思いますけれども、国がこういうふうに決めていったのは、それぞれの自治体で見合ったような課税方式を見直すべきだということでこれが導入されてきたと思うんですけれども、先ほど言われた耐震改修を行った住宅にはそれが今回適用されないと。固定資産税の減税措置の創設による改正では、住宅の耐震が行われた住宅には減税措置がないというようなことが言われておりましたけれども、この南あわじ、今後地震の想定で耐震化を早急に進めるためにも、こういうふうに耐震改修した住宅に対して減税措置をする、それこそわがまち特例でしていくべき課題だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） わがまち特例のほうからなんですけど、これは本当に地域の自然を守るためといたら何なんですけれど、汚水であったり大気汚染、土壌汚染等々にかかる分でございますので、やはりこれはそういう企業が来たときに、できるだけ自然に負担をかけないような設備を持っていただきたいというようなことでもって制定させていただきます。

それともう1つ、先ほど言いました耐震なんですけれども、これは個人の分についてはバリアフリーであったり、そういう制度が継続されております。そういうことで、その分につきましては、今、少し資料を探しておりますので、個人向けの分については、個人向けの分で継続しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○印部久信委員長 今、答弁のときに、税務課長も手を挙げてましたけど、税務課長から何かありますか。

○税務課長（山崎稔弘） 部長が答弁したとおりでございます。

○印部久信委員長 ほかに。
税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 耐震改修につきましては、固定資産税上も所得税法上もそれが個人の分は適用はございます。今回上げさせていただいたのは、そういう特殊なものでございまして、一般住宅については、耐震改修であったりバリアフリーであったり省エネ対策であったり、こういうものについては減税措置が既にございます。

以上でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら勘違いしてました、済みませんでした。

それと、先ほど自動車税のこともありましたけれども、これで増収分また県の取得税で減収になる分と、どういうふうな金額的な状況になりますか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） この分につきましては、取得税と軽自動車税、これを突き合わせると幾らかはマイナスになるのではなかろうかと思えます。先ほど申し上げましたように、取得税の減税はもう既に進んでおります。大まかに言いますと、1億円だったものが6,000万円になって、消費税10%折にはそれがもう廃止される。そしてこのたびの軽自動車税につきましては、まずは今お持ちの車、車検のある分については税額はそのままです。ですから、それのかわっていくたんびにしか増収が見込めません。先ほど申しましたように、全部入れかわっての7,000万円ぐらいの間には多少の時間のギャップが出てこようと思えますので、それに追いつく期間というのが、幾らかの減収になるかと考えております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 金額的にはわからないんでしょうか。増収分と、県からの入ってくるお金というのがどうなるかというのはわからないんでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、自動車の取得税につきましては、消費税10%になったときに、今、計上しとる6,000万円がまずゼロになります。そして先ほど軽自動車税のお話をしましたけれども、まず来年度の増額見込みが2,000万円余りということになりますので、そのマイナス6,000万円とプラス2,000万円、これを比較しますと、この埋め合わせに少し時間がかかるというふうに御理解していただきたいと思えます。

○印部久信委員長 よろしいですか。

谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　私もちよっと関連で、軽自動車税についてお尋ねするねんけど、要は公共手段のない地方というか、田舎の方がそういう軽自動車の保有率というのは高いと思うんですわね。実際、軽自動車税、今、4千幾らかで4,500万円ということは、1万台以上保有しとるような、今、実際南あわじ市で軽自動車の保有台数というたら、軽トラ何台、軽自動車何台というのはわかりますか。

○印部久信委員長　税務課長。

○税務課長（山崎稔弘）　全台数で、原付も含めまして3万8,000台程度でございます。

○印部久信委員長　谷口副委員長。

○谷口博文副委員長　それはもう国の制度だと思うねんけど、要はそれだけ南あわじ市民がそういうふうな公共交通手段がないもんやから、それぞれ家族に1人に1台というような保有しとるような状況で、それは今回の増税というたら非常に厳しい状況にあると思うねんけど、私はこれ国の制度やから仕方ないと思うねんけど、要はガソリンの消費にしたってそうでしょう、実際ガソリンの消費にしたって、それだけ保有台数があるということはそうで、ほんなら道路特定財税やいうたって、それは都市部のほうはどんどんよ。ガソリン税にしたって、払ってないのに都市部のほうが道路整備して、地方へいざ来うか思ったら、田舎のほうの道路整備はまだまだ非常に厳しい状況にあるねんけど、あの道路特定財源でないけど、そういうような道路状況というのは、今回こういうふうな軽自動車税を例えば増額しとるさかい、当然田舎の道路もやっぱりそういうふうなそれなりの予算措置というのは講じていただけるんですか。これは誰に聞いたらええんで。

○印部久信委員長　市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）　実はあの取得税なんですけれど、これはしばらく以前までは特定財源、おっしゃるとおり道路なりに使ってくださいよというような課題を特定しとったわけなんですけれど、最近の取得税、下がりながらも入ってきている所得税につきましては、これは特定財源でなくなりました。そういうことで、私どもは何が特定財源かということはなかなかわからないわけなんですけれども、やはりこの軽自動車税見てみますと、県下でも一番保有台数が高い市でございます。本当に市民の皆様方に協力いただいて、貴重な財源として納税していただきまして、適切な財源として使用させていただきたいと心からお願いしております。

○印部久信委員長 ほかに。
 阿部委員。

○阿部計一委員 今回の税制、国の税制改正もあるし法律の改正また市の条例改正、非常に複雑になってるんですよね。私も提案説明、またきょうの部長の説明も聞きましたけども、なかなか全部理解するいうたら難しいと思うんです。そこは、一般市民の人にとっては、これはなおさらわかりにくいと思うんですよね。それで、その住民に対する周知を、今までだったら大体南あわじ市の広報とか、そういうもんでやっておったと思うんです。それから各庁舎に掲示板に載せるとか。そういう、このややこしい税制改正を市民の皆さんに理解をしていただくために、どういう周知の方法を考えておるのかお尋ねしたいと思います。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） ホームページ等を利用して、その内容を充実させるということで、またテレビのほうも文字放送しながら、PRのほうを行っていきたいと考えております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今でも、それは年9回とか4回とか、もう毎月税金払いよるような状況の中、こういうややこしいもんが出てきたら、今、課長答弁したような形では、これは本当に、うちの市はそなん知らんけども、税金ようけ取り過ぎたとか、少な過ぎたとかいうのはちょいちょいテレビとか新聞報道ありますわね。そんなことはうちはないと思とんねんけども、やはり今回のこの複雑な改正については、やっぱり地域にそれぞれの組織もあるし、徹底した周知をせんことにはこれは本当に誤解を招くというか、軽四のこの税収等ぐらいしか私も理解できへんけども、なかなか1回や2回ではわからへんと思うんや。その辺もっと丁重に、ただ今言いよるようなそんな形では、これはわけがわからんと思う。もっと具体的な方法あると思うんですが、どうですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず市民に密着したことは、まず1番目はその軽自動車税だと思います。2つ目は、市民税にかかる年金特徴、あとは非常に専門的なことでござ

いますので、まず市民に直接影響のあることから順番に、優先度を限定して順次わかりやすい説明、またはいろんなメディアを使って周知して、御理解をいただくように努めたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 例えば交流センターでは各地区回って、各種団体のリーダーの方に集まって説明をしていただいた。例ですけどね。やっぱり、そのぐらいのことを私はやるべきやと思うんです。その点どうですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 何が変わるのか、何が変わらないのか、本当にこの条例だけを見てもわかりにくいものですから、私御説明いたしました4点についてわかりやすく、また広報でもって、あるいはまた事あるごとにケーブルテレビ等も通じまして、身近なところで説明してまいりたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 部長、テレビとか広報やな、そんなん見よらん人のほうが多いねん、はっきり言うて。そやから、やっぱり交流センターやったらあんだけ地域回って説明しよんねんから、ましてこういう大幅な国、地方のうちの自治体の税制を改正するということは、それなりにやっぱりきっちり各地区回ってでも、それは時期的なもんは執行部で考えてもうたらよろしいんですけどね、それでないといろいろ誤解を招くようなことも多数出てくると思うんです。その点どうですか、もう広報とかテレビとかそんなん見てもうたらええんやいう、そんなもんと違うと思いますよ。どうですか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほど申しましたように、まず身近なところも加えまして、当然わかりやすく、そのようなことは検討して速やかに対応させていただきたいと考えております。

○印部久信委員長 ほかに。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、これで討議を終結します。
これより採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第44号、南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長 挙手多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第45号 南あわじ市国民保険税条例の一部を改正する条例制定について

○印部久信委員長 次に、議案第45号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 今回の改正は、限度額の引き上げ、さらに軽減世帯5割・2割軽減の世帯の所得を拡充するということで、対象者が広がるということでの改正だと。国民健康保険税で、今回後期高齢者等、介護保険料の限度額がそれぞれ2万円上がりますが、その対象人数というのはわかるでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 対象人数ということでございますけども、世帯数で発表させていただきたいと思っております。従来は、その対象世帯数が、後期支援につきましては323世帯、介護につきましては131世帯というものが、今回の2万円の引き上げによりまして、323世帯が233世帯ということで、それだけ数が減ったということは、負担しとる方がそれだけ多かったということになるわけなんですけども、介護のほうにつきましては、131世帯が91世帯になっております。今回のその引き上げを行いましたことによりまして、後期支援分については556万7,000円の限度額が下がったということで、それだけ負担が多くなったということになります。介護につきましては、その金額が219万7,000円でございます。

以上でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、軽減の関係の世帯数というのはわかるでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 軽減世帯につきましては、今回5割と2割の見直しでございましたので、2割から5割に変わった方もいらっしゃいますので、総トータルその5割・2割の対象者がどう変わったかということで発表させていただきます。それで見ますと、医療分につきましては426世帯、926人が対象がふえております。後期分につきましても同じ数字でございます。介護につきましては、253世帯の増で363名の増でございます。

以上でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういう軽減、まだ7割があるわけですけれども、7割は今回の改正では見直しがされなかったわけです。こういうふうに軽減世帯があるということがありながら、なかなかお金が払えない、国保税が払えない人もいるわけですけれども、そこら辺の滞納状況というのはどうなってるのでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 徴収率からまず申し上げたいと思います。一般医療の現年が92.4%、一般医療の滞納が17.05%。一般介護の現年が90.54%、一般介護の滞納が14.70%。一般後期高齢支援、現年が92.44%、一般後期高齢の滞納が18.25%。あと合計で申し上げますと、合計の現年が93.10%、合計の滞納が16.12%、前年度の比率にいたしまして、現年が0.61%の増、滞納につきましては、マイナス1.2%減というような徴収率になってございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか、徴収率も集める側は厳しい状況があると思うんですけども、滞納の関係の所得階層で、何世帯ぐらいあるかというのわかりますか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 主要的には12月の一般質問のときだったと思いますけども、その数字を示させていただきましたが、それは24年中の数字でございまして、今現在ちょっと25年中の数字は開いておりませんので、その24年で発表させていただきますと、滞納率の高い所得層につきましては、やはりゼロから100万円というところで、おおむね40%の滞納率でございまして39.32%。100万円から200万円の間で19.25%ということで、この200万円まででおおむねの6割程度を占めております。以上でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういう所得が低い人にとって、多分こういう方々は軽減措置がかかっていると思うんですけども、にもかかわらず滞納になっているというふうに思うんですけど、その点どうでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） もちろんこの所得層になりますと、7割・5割・2割の軽減対象になる世帯が大半かと思われましても、当然軽減対象になりましても、一人世帯であった場合にはその金額は少なくなりますけども、軽減ききましても世帯員が仮に5、6人いらっしゃるような世帯になりますと、その軽減の効果というものが薄れまして、金額

的には高くなっていくというような結果もございますので、その辺も滞納になる要因の一つかとも思われます。

以上です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今話がありましたように、国保は収入だけでなしに世帯人数によって課税されるということで、所得を見るだけでないという大変不合理な制度になってるわけです。それは社会保険とは大きく違うんですけども、そこら辺でやはり社会保障という位置づけが国保になれば、なかなか施策を打つ手立てがないと思うんですけども、そういう認識はいかがでしょうか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 社会保障というところから見ますと、当然低所得者の配慮というところが必要かと思われましても、現況制度の中でもそういうところを公益化、県一本化というところで、そういうところから保険制度を見直すというような方向にもなっておりますけども、まだ方向的にははっきりと定まってない状況下でございます。行く行くは、29年度県下統一というような制度になろうかと思っておりますので、その辺で配慮されるものかと考えております。

以上です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、私の質問に対して広域化でというのは全然違う話であって、市独自として、社会保障としてどう位置づけるかという質問をさせていただいてるわけです。

○印部久信委員長 これは答弁、副市長にまず。

そしたら、健康福祉部長にお願いします。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 議会の本会議の一般質問でも、なぜ国保税が高いのかとか、あとどうしたら下げられるかというようないろいろお話がございました。吉田委員さんが恐らくおっしゃりたいのは、市として社会保障というか、ある種福祉的な部分を取り入れて考えるなら、一般会計からお金を出すべきではないかという御趣旨でおっしゃら

れてるのではないかというふうに思いますけれども、それは一般質問のときにも申し上げましたが、どういった状況になっても、一般会計から繰り出し金を出さないという考えでいるわけではございませんし、少なくとも医療費が、例えば25年度ですと医療費が通常の年よりも倍以上上がってます。通常ですと2%か3%のところ、6.何%上がってるといふ事実があるわけですが、その中で南あわじ市の国保の対象になってる方々の所得で見ますと、所得は全体的には総じて下がってるという中で、少なくとも上げるというようなことはしたくないという考えから、税収自体は少なくなります、据え置きを少なくともやりたいということで、このたび改正を議案として挙げさせていただいてるわけです。今後、医療費につきましても、税収につきましてもどういふふうになっていくかわかりませんが、少なくともそういう考え方で臨んでるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 一般会計からの繰り入れは、全否定してるわけではないという話であったかと思えます。それは時期を見てということでありましてけれども、訪問して見ると、消費税が上がる、さらに先ほどの自動車の関係では、必需品であるガソリン代がすごく高騰して、情勢からいけばまだまだ上がるというふうに言われております。そういう生活における生活費というのが、今どんどん上がっていつてるわけですが、市の国保会計は安泰だったとしても、市民の暮らしが大変だというようなときには、やはりそういう手立てをしていく時期ではないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） おっしゃるように、円安ですとか国際情勢の関係でいろいろなものが上がってきてると。一方で、賃金がそれについていつているかということ、一部の企業等ではある種反映されてるかもわかりませんが、なかなかこの辺については、そういった状況になってないというのも事実であると思えます。今おっしゃられたことも含めまして、今後我々としては先ほども申し上げましたように、できるだけ上げるというようなことはしたくない。ただ、なおかつ下げるといふようなことになると、いつどのような状況になっていくかわからない中で、例えばことしに限って下げるといふようなことをやったとしても、また医療費が例えば上がるとか、総じて対象者の方々の所得なりが少なくなるということもあり得るわけですので、いろいろのことを総合的に考えた中で取り組んでおりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 審議の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。
再開は1時とします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 0時58分)

○印部久信委員長 それでは再開します。

その前に、午前中の川上委員の発言について、不適當な言辞があったと思われるので、後刻記録を調査の上措置します。

それでは、質疑を続けたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 この45号の、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正するんですけど、これある程度わかったんですけど、もう少しちょっと数字で確認したいんです。要は、国保全体としては上限を上げる分によって上がる分と、それから軽減対象者がふえる分によって減る分という、この辺の全体の数字、本会議でもちょっと出た数字ときょうの数字ちょっとまた違うんで、改めてお聞きします。順番にいきます。

まず、上限が上がる分の対象者、改めてもう一回、ちょっと先ほどメモできなかったんで、後期高齢者と介護それぞれ。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長(山崎稔弘) 後期高齢につきましては、323世帯が233世帯に限度超の世帯が減るということでございます。その差が90世帯、金額にしまして556万7,629円が限度超で負担いただくという金額になります。介護につきましては、131世帯が91世帯に減るということですのでその差が40世帯、金額的には219万7,478円が限度超で負担いただく額がふえるということになります。

以上でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 いまいちちょっとわからなかったんですけども、対象者がこれふえるんじゃないんですか。323人が233人に減るという、この辺のところちょっと理解。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 限度超が14万円ということは、そこで税金が打ち切りということになりますので、16万円に2万円上げることによって、その2万円を負担していただく世帯が低い金額のときは323世帯でしたけども、限度超がふえることによって233世帯になると。その差が90世帯になりますけども、その90世帯というのは、14万1円から15万9,999円の、円単位でいいますと世帯が90世帯ということになります。間にはまった世帯が90世帯ということになります。

以上でございます。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 すいません、これある一定所得までくと上限がくるという、そういう考えじゃないんですか。ちょっとそここのところがもう一つわからないんですけども。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 資産割と、所得割と、均等割、平等割を足した額が15万円を超えた場合には、それ以上課税しないというのがこの限度額でございます。それで、2万円引き上げるということは、そこを負担いただく世帯がふえるのではなくて、逆に数字的には減るということになります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっとわかりません。ちょっと、またこれは。結局ですね、233かける2で556、この数字はどういう関係ですか、556という数字は。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 233世帯につきましては、限度超をまだ超えていますので、2万円を丸々かぶるという、負担いただくという世帯になります。その差の90世帯につきましては、14万円から16万円の間にいた世帯ということになります。

以上です。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、もう一回私も整理します。合わせて結局770、これ足し算しますと775万円限度額を上げることによって、国保全体としてはふえるわけですね、入る分が。入がふえると、これでよろしいですね。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 軽減との兼ね合いもありますけども、この限度超だけでいいましたら、その分がふえるということになります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 じゃあ次に、今度は逆に減る分ですけども、限度対象者が減ると、5割軽減と2割軽減と合わせるとふえることによる国保税が減るわけですね。その前にちょっとだけ、これも勉強したら済むんですけども、5割軽減の基準というのは、今がどうで今度どうなるんですか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 33万円プラス24万5,000円という24万5,000円は、その扶養人数をかけた数字を加算するということになります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 その33万円って何ですか。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 基礎控除になります。基本的な基礎控除ということになります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 じゃあ、これも5割がどうか、この基準もう一回私なりにちょっと調べてあれします。そうすると、軽減者の対象世帯数が幾らあるんですか。5割軽減、2

割軽減が幾らあって、それが幾らふえるんですか。対象者が。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 改正がなければなんですけども、5割軽減では、医療分で申し上げますと、480世帯が1,044世帯ということになります。後期につきましても同じ数字でございまして、介護につきましては296から566ということになります。2割軽減につきましては、医療は改正前が1,074でございまして、改正後が936という形で、数字上では減っているように見えますけども、この2割軽減の方が5割の軽減幅を大きく見たことで、2割から5割に移行した方がいらっしゃいます。これだけを数字比較しますと、2割のほうが減ったように見えますけども、この場合5割と2割を含んだ中で見ていただいたら、そのトータル的に世帯が動いたということがおわかりいただけるかと思うんですけども、先ほど申しあげました426世帯、926人と申しますのは、その2割と5割を合わせた数で今回対象になった世帯、もしくは人数でございまして。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 はい、そういう感じで、いずれにしても相当大きな世帯数が、軽減対象がふえるということですので、それによって結局国保全体としての収入はどれだけ減りますか。総額でいいです。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 総額でいいますと、約2,500万円の減額になります。では、この2,500万円の減額になりました場合、国保の制度上で基盤安定制度というのがございまして、その減額分につきましては、4分の3が国・県から補填されるようになっています。4分の1につきましては、市の一般財源からの繰り入れというのが法的に義務づけられております。

以上です。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 2,500万円南あわじ市の国保減って、逆にふえるのは775万円、これ差し引きすると1,800万円ぐらいですか。それだけ国保全体減るわけですね。そのうちで、4分の3が国が下がった分は補填してくれるんですか。逆に、その4分の1は

市の一般財源からそっちへ持ち込むと。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 国保の制度で、7割・5割・2割軽減世帯につきまして、その対象金額のほうを、国もしくは県のほうからルール上で4分の3補填するというような決まりがございます。その足らずについては、一般会計から4分の1を入れなさいというような決まりがございますので、それからしますと、税が減額になった分につきましては、国保会計上は税金には影響してこないということになります。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は、この減額分がその他まともといいますか、普通の国保納めてる人に丸々負担がかかるのかなというふうに思ったんですよ。要するに全体として減った分は、結局全体とでですから、軽減者以外の人からまたふえるような税率になっていくのかなと思ったりして、ちょっと質問したんですけどね。ということは、この制度によって2万円アップというのは、これは市の独自の政策だと思うんですけども、逆に7割軽減とか5割軽減とか下がるというのはこれは国の政策で、その分はちゃんと国が面倒見てくれると、そういう考えの制度なんですね。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） 5割・2割につきましては、そういう保障はされておりますけども、保障されているのはあくまでも4分の3。限度超につきましては、これも国の制度でございますので、それに準じてやっております。独自のものではございません。

○印部久信委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、要するに減った分が、ほかの人がふえるという考え方ではないという考えでよろしいんですね。

○印部久信委員長 税務課長。

○税務課長（山崎稔弘） そのとおりでございます。

○印部久信委員長 ほかに。
 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、健康福祉部長が答弁であったわけですがけれども、ことしというか今回の確定申告で、国保の加入者の所得が減ってるという話があったかと思えますけれども、業種別とか、そこにおける税が幾ら減ったかとかいうのまでわかるんでしょうか。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 市民税ベースで比較してまいりますと2億5,800万円、この国保対象者の所得が減少しております。

○印部久信委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 営業所得につきましては、マイナスの1億1,478万円。農業所得が10億8,939万6,000円。給与所得が6億9,912万7,000円。年金所得が9,290万4,000円等ございまして、国保税にかかる所得といたしましては、全体で10億3,682万2,000円のマイナス所得になっております。全体で、97.2%という所得が落ち込んでおります。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは市民税ベースで、国保加入者がこれでイコールということではないと思うんですけれども、主には国保加入者は給与は社会保険で引かれてるかと思うんですけれども、農業なり営業というところにかかわってくるかなと思うんですけれども、農業で10億8,000万円ほどの減収。それで、加入者でこういうふうに所得が減ってる、今回は税率を据え置きですから、所得に対する割合が自然に国保税が減るというような形になると思うんですけれども、先ほど部長が言われたように、一般会計の繰り入れは全否定ではないというような答弁であったわけですがけれども、先ほど私が言ったように、いろんなものが上がってる、さらに所得が減ってる、そういうときこそそういう制度を取り入れてはどうかと思うんですけど、何かその一般会計から繰り入れるときの基準とか考え方というのは、どういうふうになってるんでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 明確な基準というのがあるわけではありませんが、先ほども申し上げましたように、このたびは総じてその所得が下がっていると。それから、一方では、これは25年度の話ですけれども医療費はふえたと。その中で、据え置きということとさせていただいたわけですけれども、その結果としては一人当たりの、これはあくまで平均ですけれども、一人当たりの税額では3千数百円、それから世帯割りですと8,500円弱ぐらい税額が下がるというようなことになっております。ただ、ことしについては、繰越金が1億5,000万円ぐらい、ただ5,000万円ぐらい返還しなければならないのが26年度に出てまいりますので、1億円ぐらいというような話になりますけれども、それとあと手持ちの基金があるということで、それを取り崩しをさせていただいて、不足では大体二億二、三千万円ぐらいが不足するだろう、税額で不足するだろうということですので、繰越金と基金をあてさせていただくと、それで据え置きをさせていただくと。結果としては、税額は金額的には少ないかもわかりませんが、平均として減額になってることですので、そういう対応をさせていただくと。ただ、今度26年度について、予想以上に医療費がまた上がったり、27年度の税収が非常に少ないとかいうようなことになってきて、今持っている基金ですとか繰越金で全く対応できないというようなことになれば、繰り越しをするということも考えの中に入れられるんでないかなというふうに思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国保加入者の状況を見れば、前期高齢者の加入の割合が、南あわじ市どういう状況になってるのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 24年の状況でございますが、全被保険者の数字に対しまして、南あわじ市の前期高齢者の加入率は29.33%でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、その前期高齢者の加入割合というのは、どういうふうな状況になっていくのでしょうか。

○印部久信委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 前期高齢者の加入率は、今後はふえていくとは思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうふうに、64歳までの方になると思うんですけども、そういう方がふえていけば当然医療費が上がってくる。人間の自然現象として、高齢になればなるほどお医者さんに行く率が高くなるわけですから、前期高齢者の加入率の割合がふえれば、当然医療費が上がってくるというのは、これからの国保の状況だというふうに思います。ですから、医療費の動向と言われても、多分、今後医療費がふえ続けるというのは否めない事実になってくるかと思えます。ですから、今、部長が言われたように、なかなか収入が農業所得、営業所得ということになりますと、不安定な部分があります。本会議で部長は、社会保険料の違いの中で給与所得者のことも言われましたけども、給与所得者にとってもある一定給与は乱高下する部分もありますけれども、ある一定安定してるというところはあると思うんです。しかし農業や営業にとっては、それ以上に乱高下が激しい中であって医療費がふえていくということになれば、やはり一般会計からの繰り入れというのはぜひ視野に入れて、今後対応していただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○印部久信委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これは医療、国保だけじゃなくて、医療全体それから介護、いろいろな問題を今抱えています。そういったことで、一番もとは税と社会保障の一体改革というところから始まって、いろいろな法律が、今、改正されたりされようとするわけですけども、団塊の世代が2025年になりますと後期高齢になると。少なくとも、それまでにいろいろな制度を変えていって、耐え得るような仕組みにするというような考えで今進んでるわけですが、その中で、これは完全なものではありませんが、少しでも今よりは危険率が少なくなるようにということで、国保も都道府県化というのを、そういうふうにしようということで今進みかけてるわけです。まだ具体的などころまではわかっておりませんが、そういうことですので、それがきっちりそういうふうになるかどうかわかりませんが、29年ぐらいにはそういうふうになるというような見込みですので、そういうふうになれば、少なくとも今のような形ではなくて、もう少しバランスの取れた形になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員　　ちょっと、広域化の問題はきょうのことと関係ありませんので、そこまで話膨れますと、こちらも考え方がいろいろあるんですけども、これは条例と直接関係ないできょうはやめときますけれども、ぜひ社会保障という位置づけを、市としてしっかり国保に対して持っていただきたいということで、繰り返しになりますので、もうこれで終わります。

○印部久信委員長　　ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　よろしいですか。
これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第45号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○印部久信委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。
6月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○印部久信委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 異議がございませんので、議長に申し出することにいたします。

3. その他

○印部久信委員長 次に、その他に入ります。
その他、何かございますか。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 食の拠点のことについてお尋ねをいたします。
先般、来春の3月21日オープンで、花みどりフェアに合わせて食の拠点がオープンするというので、先般一般質問させていただいたわけですが、私も個人的なり会派なり議員で視察、そういう成功事例の食の拠点を、沖縄から九州から四国、近畿一円に関して視察なり個人的に行ってきたんですが、どうもあの辺の交流人口というのは、そのあたりはどういうふうに考えてあのトイレの数になったんですか。トイレの数がですよ、要は市内だけでなしにやはり阪神間、都市部から観光客なり交流人口で、あの辺を50万人とかいような数値を出しとる割には、トイレの数が非常に私は著しく少ないと。
それと、どうしても喫煙場所というか、当然たばこを吸うような場所等々について、こんなことここでしか聞かれへんのですわな。要は、人形会館でないけど、でき上がったから、あんなん議会がチェックできてへんの違うかというようなことちょこちょこ市民から言われますんで、その辺コンサルが本当に成功事例のそういうところ見てきた上での設計をされとるのかどうか、お尋ねをいたします。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 考え方として、最大滞在者数から導き出す方法と、私が聞いておりますのは、今、量販店・百貨店等、不特定多数がお集まりになる施設については、床面積からその使用密度を参考に予測する方法と2つあって、後者のほうで計算したというふうに聞いております。後者のほうにつきましては、その密度等の計算式がありまして、それに基づく計算式でしたら、ほぼ今の計画になっております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 地域の方が購買する、まあ言うたら量販店等と、今回食の拠点はそういう趣旨でつくられとんですか。私は、やはり南あわじ市の豊かな食材を、広く京阪神の方々に来ていただいてそこを利用していただくと。当然そこへ来られるお客さんは、家族連れであったり団体旅行であったりする方が、そこへ立ち寄っていただくようなそういうふうな私は拠点やという思いがあるわけですね。当然、団体バスが来る、当然トイレ休憩というのはツーリストというのが一番計画した上でそこへ行ったとき、ここでどれぐらい滞在していただいて、次はどこの観光施設ということ計画して、そういうふうなツアーとかプランするわけですね。それに対して、やはりトイレというのは必要不可欠な施設やというような私は思いがあるんですけど、その辺私らが考えとるやつと、市のほうが計画しとるこの食の拠点づくりは違うんですか。市内の方が来て、その辺の量販店みたいにトイレ、そんなコンサルとか、あなた方も考え方私はおかしいと思いますよ。あなた方どういう趣旨でこの食の拠点をつくるわけですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 便所の数の積算につきましてですが、今申し上げた方法があるわけですが、基本的に今の時代の流れとしては、一カ所に集中してサービスエリアのような形ではなくて、分散してトイレに入っていただくという考え方というふうに聞いております。結果として、1階2階と、無料エリアではイングランドの玄関というような考え方で計画されたというふうに聞いております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 施設とか、バスのツアーで行くときに、あなた方トイレというの最優先違いますか。団体旅行で行くのに、トイレ休憩なりそのあたり最優先として考えるの違うんけ。その辺の認識を、喜田課長みたいなそんな優秀な人がそういう認識なん

ですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 委員おっしゃることは非常によくわかります。私も視察なりいろんな形で、例えば3時4時の帰り際に、バスが1台2台、1度に50人100人がトイレに入るといった想定はあります。しかしながら、最大値を率先してしますと、非常に大きなトイレになってしまうということも考えられますし、法的にはそういう分散型、あるいは集約密度に対する考え方がありまして、それを優先的に採用させていただいたということになっております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 これは本当にね、言いたいことは山ほどあるねんけど、要はそしたらあなた方にとって団体旅行って行ったことあるでしょ。バスに乗って行ったら、当然トイレ休憩というか、観光のツアーのところで、このサービスエリアこの観光拠点に寄ってトイレして、ここでトイレを済ました上で次の目的地へ行こうというような考えで、やはりこういうふうな集客というか、こういう施設は私はトイレを最優先として計画すべきやと思んねんけど、その辺はあくまでもその辺の量販店と一緒にトイレの床面積に対する集客、50万人見込んどるいうて、バスで来たら必ず最初立ち寄るのはトイレ違いますか。団体旅行というか、他府県から来られた方は。私はそういうふうな思いがあるねんけど、この施設に対してはそれでは私は不十分やと思うねんけど、再度見直す計画があるんですか、このままやるんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 委員から御指摘もいただいております。それで、今4種類ほど検討をしております。現計画どおりいく、あるいは一部ふやす、あるいは増築してふやす、あるいは独立してふやすというような考え方の中で、どうすべきかということを考えております。しかし独立してする場合に、鉄骨か木造かというようなこともありますし、委員以前に御指摘の男子10名、女子10名分ふやすとなると、最大値排水も含めて5,000万円ほどいってくるような形になります。それから増築につきましては、建築確認等も踏まえて大幅な変更になりますと、一旦工事をとめて出し直しというような形になりますので、それから一部変更についてはいろいろと検討はさせていただいております。数も少量ではございますが、それは検討はさせていただいてます。合わせて、計画

どおりの今申し上げた形でいくかどうかであります、やはり工期、予算を考慮に入れながら、今後選択していきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私はね、こういう施設は本当成功してほしいと思うんよね。失敗事例のところに行ったらそんなんですわ。トイレの数の少ない汚い、そういうところは失敗事例で、そういう直売所でめげてきたところは私は何遍も見てますわね。本当にこれコンサルいうて、何を根拠にその辺の量販店、市内の量販店と一緒に床面積で算出したらとんの。島外から多く人を入れ込んだ上で、ここで休憩してもらって次の市内の観光拠点滞在型していただくような導線で考えたら、トイレの数というのは私は必要不可欠やと思うんで、その辺再考というかやっていたら、こんなとんでもないけど今の現状だったら、私はここ50万人じゃ100万人目標やいうとったって、とてもやないけどこの辺は完璧な施設やというような思いがしませんのですわ。

それともう1点、喫煙所というか、これも受動喫煙防止なんやいうて、たばこ吸う場所がある程度特定されますわね。当然、店内・食事のところは禁煙わかるねんけど、その辺喫煙場所の設置はあるんですかないんですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 県条例を熟読しながら調整をしたいと思っておりますけれども、現在のところ敷地内も建物内も全てだめなのは、保育所、幼稚園、小中高校等と。建物内全て禁煙なのが、病院、診療所、官公庁の庁舎等となっております。それらを比較しながら、当然建物内では禁煙と考えております。建物の外でそういうコーナーをつくるかどうか、検討していきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 その辺ね、あれたばこ吸う人もいてるんですわね。そやから、そこらあずまや的なもんで、やっぱり雨降りのところでも吸えるような場所設置していただきたいのと、それと便所の洋式とか和式とかそのあたりもしっかりと、当然障がい者用トイレもしていただき、やはりああいうところで様式、私は様式比較的ああいう施設では利用せえへんねんけど、その辺も踏まえた上で一度再考していただいて、やっていただきたいという思いがあるねんけど、いかがですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 予算を増額する、あるいは建築確認で1カ月延びるといような大きな課題もありますので、今のところ再度検討はしますけれども、今のところは大きく増額するといようなことは、ちょっと今のところは考えてないような状況なんですけども。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 あそこは、下水というのは整備されとるエリアでしょ。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） このたびの工事で、その現場まで引っ張ってくる予定です。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ということは、便器の数でも和式じゃ様式じゃいうてしながら増設したところで、形式的にそれは1億円もいれへんでしょ。実際の話が。そんならね、やはりそれぐらい私はやっていただきたい、それでないと人形会館のときでも議員チェックしてないんかとか、建物できてから駐車場ないとか、階段あんなんでかいうて、我々のとこへ言われるねんの。そしたら今回でも、私らもうこんなどういふうなこいこの私ら把握してませんわ。そやけど、一般質問で聞かせてもうたら、トイレの数を聞いとったら、とてもじゃないけどこんな市内の人が来るだけのよなトイレの数で、それで団体とかさういふうな集客できるよな施設やと私は到底思えませんので、その辺だけは、副市長どうですか、トイレぐらいふやすぐらい何ぼいるのか知らんねんけど、下水できとんだったら別に下水接続するだけやさかい、安いん違うんけ。そやから、その辺ぐらい考えていただきたいと思ふねんけどな、とにかく駐車場の周辺に。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 担当のほうがああいうふうに言うておりますんで、一度検討の結果を見てみたいと思ふます。ただ、下水にも下水の能力があるよなです。今のままで、もう筒一杯といふことのように聞いております。ふやすと、今度はどこかに一次貯留す

る槽をつくって、それであいた時間に下水に流し込むというふうな、下水のところでは何か限界が来てるんだということを聞いておりますので、今の上にふやすのは至難のわざかなと思います。担当課がそういうふうに言うておりますので、一遍検討した材料を見てから答えを出したいと思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 本当にこれ、私は切望しとんねん、この施設できるのは。そやけど、これてトイレが足らんさかいいうて、ツアーがそこへ来てくれないような施設になって、あそこが疲弊していくということは、私は南あわじ市のあそこで本当に経済の起爆剤や思とんねん。その辺を成功するためには、成功事例を我々もようけ、あなた方も見てきとんでしょ。あなた方やったって、多人数で旅行行くときいうたらどういうルートを選択しますか、ツアーどういう計画されますか。休憩所、無料で休憩してトイレ利用できて、それでそこへ立ち寄ってというようなことで、普通ツアーというか団体のツーリストはそういう計画しませんか。あなた方それわからんと、トイレ3つや4つで、普通のその辺の喫茶店みたいな感覚で、1日に何人来てもらう、目標人数というか何人なんですかそれは、実際。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 54万人を基本として、それ以上に来ていただきたいというふうに考えております。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 ここ、きょう来とる委員全員そういう意見なんですわ。私はもうこれで終わるけど、ほかの委員の意見も聞いてください。

○印部久信委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 今、谷口委員のトイレの問題、こう遣り取り聞いてましたら、何か経営者というか拠点づくりのほうの勝手な解釈、分散型やというような。自分らがバスがおりたら、あっちへ行ってくれ、こっちへ行ってくれというような形なんやの。これな、人形会館のあの通路も、議会でもやかましく言いよったわな。結局やりきって、また無駄な金

使った、詳しいことは谷口委員言いよったけど、恐らく今のままいったら二の舞になると。それはもう休憩で、そんなん分散型やいうような、これは経営する方が勝手に分散、トイレバスついたらあっち行ってください、こっちへ行ってください、そんなんでは二度と来んようになるわな。そやから、やっぱり予算的な配慮も必要けども、やっぱりトイレというのは、これはもう一回お客さんの立場になった考えで考えてほしいんやな。そやから、やっぱり分散型というのは、勝手な判断やなとわしは思うんですけど、課長どうですか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 関係部署と相談して、検討させていただきたいと思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この話はこれで終わります。

それで、この前に印部委員長が婦人会の問題でかなり遣り取りをお聞きしとったんですが、もう御承知のように、婦人会が来年3月31日で組織が崩壊といふかなくなってしまうと。それで、女性の会というのが、阿万のほうですともう既に準備委員会ができて、準備委員会の委員長として女性の会の組織づくりが進んでおります。そこでお聞きしたいんですが、あのとき委員長との遣り取りで、今まで婦人会に対してそれなりの補助金が出てました。それで、これは女性の会できるというのは、今もうグローバル、世界的に女性の地位の向上とか、日本の政府もそうですわね、人事院総裁に女性を起用したり、副官房長官に女性を起用したり、今の安倍政権は非常に女性を中心にしたそういう政治をとっておるんですけども、そういう中で、婦人会がもうなくなるやいうことは、本当にナンセンスな問題やなと思うんですけど、そのかわりに女性の会があちこちでできていく、これはありがたいことやなと思うんですわ。そこで、婦人会の補助金はなくなるんですが、そういう動きがある中で、市として女性の会に対してどのようにそういう資金について、補助ですわね、補助金というようなことをどんなふうにご考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これにつきましては、前の委員会等でもお話があったかと思いますが、現時点では、これはまだまだ調整は必要ですけども、何かの形で、やっぱり地域で女性の方が参画できるような仕組みをつくっていただきたい。その音頭

取りを、現在自治会のほうにお願いをしている状況でございます。もしそういう形で、例えば地域の中で女性の会新たに立ち上げる、または今の婦人会を利用しながら、地域で女性が活躍できるような場所をつくっていただけたところには何かの形で、活動資金とは言いませんが、お茶代ぐらいは出せるようにしたい、これを今から各部署と調整をさせていただきたい、そのように思っております。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、今もう既に阿万のことばかり言うようやけど、阿万は既にそういう組織がもうできつつあるし、ほかもそういうふうになってくると思うんよな。婦人会というのは、これまで行政面でどれだけの貢献してきたかも皆さん御存じやと思うんですよ。それで、それがなくなるやいうことは、これはもう全く私は行政の責任も一端あると思いますよ。それを何や、今、課長の答弁でしたらお茶代ぐらいとか、そんなちゃちな考えで、予算書わしも見てないけども、ほな26年度にはそういう婦人会がなくなるということで、もう今まで二百何万円か出よったけども、もうそういう措置も今回はしてないということですか。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 今年度につきましては、前の答弁のときにも言いましたけども、連合婦人会が残っておりますので、その部分については予算計上させていただいてます。先ほど言ってますとおり、次年度27年度には婦人会が全く消滅してしまいますので、今、自治会と相談しながら、先ほど言いましたとおり、女性が社会参画できるようなそういう場所をつくってください、それに対して何とかの経費を、これも財政的な処置もいりますので、相談していきたいということで、現在協議をしてる最中でございます。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、今お茶代やいうような、そんな問題と違うと思うんやな。そやから、やっぱり女性の会ができたら、またそれが南あわじ全体の大きな組織になるのかどうかは知りませんが、私の知ってる限りでは、もうちらほらとそういう組織づくりやってる所かなりありますよ、各自治会で。ですから、それに対して市はやはりそういう予算的措置をある程度考えて、そんなお茶代やいうて、そんな何か全く女性をばかにしたみたいな答弁違うけ、お茶代やてどういうことよ、そういう組織が例えば阿万は阿万

でできる組織のお茶代やいうこと、そんなんいりませんわ、はっきり言うて。そうでしょう。婦人会なくなるけども、そういうグローバルな観点で、日本の政府も女性中心にどうこう言いよる中で、それがなくなってまた次、女の人を中心にやってやろうと言いよる組織に、市がバックアップしたらなどないするのよ。お茶代やてちょっと失礼違うか、それ。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大変申しわけございません、訂正させていただきます。活動資金として出させていただきますように協議をしたいというふうに思います。

○印部久信委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういうことで、それは具体的な金額というのは課長の立場では言えないと思うねんけど、婦人会がなくなったんでもうやれやれやと、そんならもうこの補助金はいらないいうんでなくして、そういう新しい組織が必ずできます。できたときには、やはりそういう中央の政治もそうですけども、そういうことで女性の会への補助金も一つ十分な運営ができるように配慮していただくように、もう一度答弁をよろしくお願いします。

○印部久信委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 関係部局と相談しながら、できるだけ善処していきたいというふうに思います。

○印部久信委員長 ほかに。
川上委員。

○川上 命委員 先ほどの同僚委員の谷口委員の発言、便所の問題ですが、これは確かに今一番の問題は、観光地の便所ということがどこでも問題に上がってるわけで、便所が汚いということは観光客には嫌われるということで、副市長も知つとるとおり、ゆとりっくも便所がもう少し数多ければバスで来て風呂入るといような、風呂も繁盛するんじゃないかということで、副市長とも一遍話したことあるわな。ゆとりっく、便所をふやしたらどうですかと、話したんでしょ。覚えてるでしょ。

それと喜田課長、きょう新聞見たときに、富士山の世界遺産、非常に観光客多いという

中で便所と、これはきょうはもう大々的に載っつたわな。2万5,000か何ぼの携帯便所、しかしこれを皆渡しても、行きしなは持っていくねんけど、来しなは皆そのまま中身入ったら重たいから捨ててくるというような問題が発生しとるということ。今、観光地はもう全ての中で便所の問題が発生しとると思う。そやさかい、谷口委員の言うのは、これは本当に、今、観光地では一番の問題点になつとるんだから、やっぱりそういったことは痛切に感じた中で、一つ考えていかなんだらあかんの違いますか。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 大きなイベントを打つときは、仮設トイレという考え方があつたわけなんですけども、先ほども申しあげましたように、いろんな課題もございますので、関係部署と相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 便所の件については、一つ谷口委員が弁舌爽やかに、かなり時間かけて力を入れておりますので、その点は議会も全員が押しとるということで、一つよろしくお願いいたします。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほどから、総務委員会の際に、私も便所のこと質問されて答弁した経緯がございますので、基本は54万人ですけども、イングランド40万人来ておりますね。イングランドの観光客、少しでも食の拠点に導いてこられたら、集約人数がふえるのではないかと。あとの半分近くについては、地元の人に日常の食材そこで買ってほしいと、そういう施設、近き人を喜び遠き人来るという目的でつくっていきなと。今、イングランド40万人来よるけど、イングランドの中で便所は十分クリアできております。それプラス食の拠点で、法律上これだけ便所つくりなさいという規制はございません。事務所はあるというふうに聞いておりますけども。2つの指標があつて、課長が説明したように、その直売所の分の便所の数については、その2つの指標をクリアしております。そういう意見もありましたので、コンサルとも協議しておるんですけども、男女・女子一つ一つぐらいただつたら、あの施設の中にも増設で軽微な変更で対応できるんでないんかというような検討はしておるんですけども、委員さん思われるような大きな男女合わせて20人用のトイレについては、ちょっと、今、大規模開発の許可をもうておりますので、これを変更するとすれば大変な時間がかかります。だから、さっき言いましたよ

うに、イベント中については仮設トイレで対応して、状況を見ながら今後考えていきたいなというふうな思いでございますので、御理解願いたいなというふうに思います。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 今の意見聞いたら、私はもっと言わなんんようになったんよ。結局、ここが目的でないねん、本当に部長らも聞いてくれよ。団体のツアーというのは、そこを目的地でないねんけど、休憩施設としてそこへ立ち寄るのよの。その休憩施設というのは無料の施設で、用便が足せるようなところを一時立ち寄り所として、目的地は人形であったり、南あわじ市の慶野であったり、目的はそこやけんど、休憩所として立ち寄ってもらって、そこでそういうふうな購買というか地元のやつをするための施設でしょ。こんなん目的で来る、ここだけでツアーで目的やいうてけえへんで、こんなん。考えたら。要は、無料でトイレで、休憩で一時休憩して、休憩したら「ああ、こんなところあるねやの、それだったら南あわじ市の土産でも買うていのか」と、当たり前やないか。これをやで、そんなもんの中で3つや4つも、そんなんでどこにことたりやれ。そんなんだったら、もう失敗じゃなんか見てこいの。見てきて言いよんので、これ。見てきて言いよるやつを、いまだにコンサルいうたら、コンサルやいうたら頭のええ、そういうところ施設ずっと見てきて、めげたところや成功事例見てきとんのだあな。それを言いよんのか。これを言うてやで、あんたの答弁だったらそんなもん話にならん。反対に、これはもう私はそれこそ10数億円金使うて、5,000万円ほどちびって、10数億円使うてめんでまうんけ。13億円使ったやつを、13億5,000万円でも構わんやれちゅうて言いよんのか。その辺どうですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今、うちの試算ではあれですよ、3つ合わせて男子が小11、女子が10あるんです。11と10があるんですわ。その上なおかつ、施設内で増設できるのは一部限られてますよね、もう御存じのように建築確認上。軽微な変更で対応してそれを12と11、男子を12と女子11、1階2階とイングランドのあの入り口足してですね、それだけを確認しておると。多目的便所も3つありますので、それだけで何とか対応したいと。先ほど言いましたように、大規模開発の許可もうてますので、これを変更するいうたら工期に影響してきますので、非常時として仮設トイレで対応したいと。

○印部久信委員長 谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 店内にトイレあるんだ。そしたら、ある食品施設でもトイレのにおいするところもあるねん。そやからね、そういう施設のトイレはそれは分散型というか、それは飲食のところに2つ3つトイレこしらえるのは構わん。そやけど独立型で、本当にバスが来たらそろっと用を足して、そこで休憩して用便を足して、それでそこへ行くというのが成功しとるところよ。あんたらみたいに、建物の中で11あるさかいて分散しとって、あなたらそんなら団体バスというか、そういうツアーバス集客するような、そういうふうな考えないんけ。結局、中へ入ってきて、ここは目的地でなしに中で分散型で、ここには3つここにはで全体で11あるや言うて、そなん違うぞ、本当に話にならんさかいやめとくわ。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 まあ、よろしくお願ひします。

それと、太田部長にちょっとこれだけ聞いとかなんだら、幼稚園の問題、あほの一つ覚えやけんど。この幼稚園の問題は、今の流れから見ますと辰美校区、辰美中学校の跡地はかなり難しいということで、津井と伊加利と上がとるんですが、2園の問題が非常に浮上してきたと。陳情書を出すような状態までいくんじゃないかと思ひます。そういった中で、それはそれとして、太田部長は1園でやるということを言い切ったということ、皆さん委員さんも聞いとる。それは1園でやってもらってもいいんですけど、それはうまくトラブらんように一つまとめていただきたいと。しかし、それはかなり私は難しいと思ひます。その中で、私が一番大事なのは、そういった紛争中の中においても、その保育園をどのようにするか、その問題のほうが大事やと。いまだにその内容的なことは一つも発表されてない。南あわじ市の保育というもの、どのような組織にするのかということも、全然教育委員会で議論されておらへんと思ひねん。そういったことを、一つどういふ考えでおるかだけちょっと聞かせてください。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 4園統合についての内容なんですが、これについては当初保育所ということで、説明会等では説明をした経緯がございます。そうした中で、やはり保護者の方等の意見を聞く中で、どうしても教育というか幼稚園というか、そうしたものを欲しているというようなこと、そしてまた希望してるといふようなこととございましたので、我々も3歳児未満児、そしてまた夏季とかそうした休み期間中の保育、やはり時代の要請とか、そうしたことも考慮に入れながら、そうした中で27年度から認定こども園制度昔からありましたが、本格的に稼働されるというふうなことを受けて、南あわじ市にお

きましても保育所のあり方検討委員会、子ども・子育て会議、そうしたことを十二分に踏まえながら、やはりこれからの時代、3歳児未満児、休み期間中の保育、そうしたことを念頭に置いて、方向性を見出していくというのが、今現在の検討をしている最中でございます。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 どうも教育委員会はそういった中で、議論してる中でいつも検討中とか、今議論中とか、いろいろとそういった弁解をするわけですけど、結局はアベノミクスの中で女性の進出、先ほど同僚委員も女性会、婦人会のことですか、言うとしたんですけど、やっぱりそれだけ女性というものを力を入れて、日本の経済をやっぱり女性の力で多少助けていただいているというような考えの中で、女性が安心して子供を産んで、そして社会に進出できるというシステムは、そう難しく考えんでもおのずから認定こども園でも何でもできるんじゃないんですか。そんな難しいきれいごと言うたって、全然具体的にものが出てこなんたら何じゃなんじゃないですか、どうですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 女性の社会進出とか、今の子供を預けやすい場所の確保とか、そうしたことで女性が働きやすい社会づくり、そういったことは新聞紙上とかそうしたところで明らかにされております。そうした中で、今、先ほど僕が言ったのは、もうそういうことを視野に入れて検討をしているということで、全く白紙の状態で検討しとるんでなしに、やはり今の社会情勢とか、そうしたことを視野に入れた上での検討をしておるというような、ある意味前向きな検討をしていきたいと思っております。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほどの便所じゃないけど、非常に腹立たしいのはもうどないしてええか、答えが一つも出てこんねんな、太田部長。検討中、何回これ何年検討中言いよるんですか、これ。私は口が酸っぱくなるほど言うてるんですよ、これ。もう少し、やっぱり教育委員長は長の指名ということは、今までのいじめとかそんなんで教育委員会が非常に対応が鈍いということで、そういった教育改革というものを打ち出してきとんねんから、この問題にもええか悪いか、お母さん方が安心してこの上で社会進出できるというのは、おのずからもうシステムわかっとなるやないの。そういったことを早急にやって、早く1園か2園かにまとめた中で、やっぱり女性が考えて働けるというようなシステムを早くこし

らえていただきたいんだけど、どうですか、いつまでたっても同じようなことを言ってるんですよ。太田部長どうですか、そない思いませんか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今この場で僕が決定して、こうですとはなかなか言いにくい。やはり、もう少し教育委員会の中で話を煮詰めた上での、今後できるだけ早い段階というか、十分協議した上での発表ということにさせていただきたいなというふうに思います。言われている内容等については、十分我々自身もこれから勉強も、今までも多少なりしてきたわけなんですけど、さらに勉強させていただいて、前向きな検討をさせていただきます。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 ほな一つ、1園でやりますというて太田部長は議会で言うた、私はちょっと聞き逃しとったけど、ほかの議員さん皆そない言うねんけど、やりますと断言しとるんですか、これは。部長が断言した以上は1園ということになるわけですか、どうですか。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 1園というような考え方については、当初は3園を1つにするということで進めてきて、途中辰美校区の保護者の方、地域の方の話の中で、4園を1園ということで話を聞きました。要望書等にもそうしたことも書かれておりますし、そうしたことを受けて、やはり子供の将来を見据えての、やはり子供たちがある程度の規模の中で過ごして成長していくと、そういったことはやはり本来の幼稚園・保育所のあり方というような感じもいたしますので、僕自身がこういったことを言うことによって、それが決定ですかと言われてもそれは決定権もございませんので、ただそうした方向であるという、今までの経緯の中でしゃべらせていただきました。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 最後に聞きますが、遣り取りの中でロータリーとはどういうことですか。ロータリーとか何じゃいう言葉が出てきとんねんけどな。太田部長はロータリー、津井のところでもロータリー、私はそんなこと言いませんとか言うとんねんけど、ロータリー。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ロータリーという言葉を使った記憶はございませんし。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 これはどういう意味ですか、はっきり言うて。ロータリーをつくることは言った覚えはないと、記憶がないと言い切るとるねんけど、ロータリーとはどういうことを意味しとるんですか、これ。

○印部久信委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ロータリー、通行というか、子供たちを送り迎えするときに、通行方法とかそうしたことで、ロータリーというような方式というか、そういった意味ではないのかな。僕自身は言った記憶はございませんので、ロータリーといえば通行方式ではないかなというふうに思います。

○印部久信委員長 川上委員。

○川上 命委員 もうそんな遣り取りしても仕方ない、ロータリーとはそういう意味、僕もそういう意味だろうと、くるっと回って簡単に帰れるようにロータリー方式でというような形で誰かが言うたのを、やっぱり保護者の方も間違っるととんのかも、そういった遣り取りはちょっとわかりにくいんですけど、一つ内容的なことも早く発表していただいて、やっぱり地域の人たちが安心できるような結論を早く出していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○印部久信委員長 ほかに。

そしたらね。時間ちょっとあるんで、暫時休憩します。

再開は2時15分。

（休憩 午後 2時05分）

（再開 午後 2時12分）

○印部久信委員長 時間前ですが、再開します。

ほかに質疑。

木場委員。

○木場 徹委員 先般の3月の議会でお聞きしたんですが、湊港の砂泥だまりの関係で、2月の末にあそこの絶滅危惧種というのがあって、工事が中止されておりますが、その後どうなりましたか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 工事はとまっておりません、工事は最後までされております。平成26年度に、今度同じような工事をする場合は、県の環境部の機関とそれから環境のアドバイザーの助言を受けて、できるかどうかというようなところを判断してくださいというふうなお話がありまして、5月27日に県の景観園芸学校の澤田生物多様性アドバイザーの方に来ていただきまして、現場で県の環境課、それから県の水産課、それから洲本土木の港湾課、それから水産振興課のほうで現場で立会をいたしまして、前年度実施した水路の区域についてのみの掘削で、その掘削した土砂を影響のない範囲で積み上げることであれば、ことしもできるであろうというふうな判断をいただいております。この7月8日、9日に、湊地区の活動組織のほうでこの浚渫工事をする予定になっております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、もう地元はそれで支障ないということですか。それとも、現状を見ますと、一旦土砂を浚渫しても、一冬過ぎればまた前年のとおりにもとに戻るといった環境であると思うんですが、その辺どない思いますか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 委員さんのおっしゃるとおりで、大きな波風が立つと、そこの土砂がまたたまってきて同じようなことになりますけれども、毎年それを地道に続けていくことで、あそこの中的环境も最近改善されておりますので、できる限り続けていきたいというふうな考えでおります。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、毎年できる限りというような話やったんですけど、これ御存じの

とおり、ここの埋め立ては、旧西淡町が35年かぐらい前に実施して今のような状況になったわけで、あの埋め立てがなければこういう状況もないというようなことを思うんですが、これは3年ぐらい今の工事はやるんですか。何年やるんですか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） この事業につきましては、水産多面的事業といいまして、いわゆる農業のほうでいいますと、農地・水の事業と同じ事業でございます。農地・水のほうは法制化もされましたので、多分それに準じて、この水産多面的の事業もこれからもずっと続けていくだろうと思われまので、100%補助でやっておりますので、できる限り続けていっていただければなというふうな考えでおります。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できる限りじゃなしに、これ、今、漁協がやっているわけですが、直接の原因は、やっぱりこの埋め立てによって環境が変わったということが一つは指摘されるので、もし漁協がこういう補助事業なりが消滅したときには、当然南あわじ市が西淡町の継承者として事業を引き継いでいくというようなことやと思うんですけど、その辺の考え方はどないですか。

○印部久信委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） とりあえず、今は100%補助でそういうふうな事業がございまして、もしそれがなくなったというようなことになれば、また一遍協議させていただきたいというふうに考えます。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 続けて、学童保育のことについてちょっとお聞きします。

今、この間の広報にも、4月からの学童保育の利用者の募集ということで、10校いうんですか、10地区の対象者、小学校の1年から3年ということで募集されとったんですが、今10地区なんですけども、今後これをこの地域以外の地域ですね、例えば湊、西淡志知、辰美、三原志知小、福良、灘、沼島というような、福良以外は若干小さい学校が多いんですけども、こういうとこの学童保育については、もう小さいからそのまま放っとくんですよということで取り組まないわけですか。それとも、何か予算の裏づけとか、そういう

条件さえ合えばやるというような考えなんですか、その辺をお聞きします。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） 今、市内学童保育は10カ所開設しております、まだ小学校区17校区のうちの7カ所が未開設校区となっております。ただいま委員さん言われたように、福良地区につきましては何度か要望がありましたが、児童館が子供の居場所ということで、少し開設に至らなかった経緯もございますが、次年度を目標に、今、学校との余裕教室の調整をしております。

それから辰美少学校、これはもう既に小学校見学にも行かせてもらったんですが、なかなか余裕教室がないというところ。それから、幼稚園の、今、統廃合というところで、今、場所等を模索しているところでございます。

また、それ以外の小規模校、湊、西淡志知、三原志知、灘、沼島等におきましても、今後やはり小規模校だから開設しないというのではなくて、やはりニーズがある以上は10人以下でも、今年度から県の補助も創設された中で検討していきたいと思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、今後、今、設置してない小学校区についても、順次設置していくというような考え方でよろしいんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） そう一気にはいきませんが、まずは場所の確保が第一かと思っております。それから、統廃合の動向を見ながら、順次開設したいと思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今言われたところでも、場所がないという校区というか、辰美以外にはどうですか、あるんですか。

○印部久信委員長 福祉課長。

○福祉課長（田村愛子） なかなか、外から見て余裕教室があるように見えても、いざ

小学校内行きますと、いろんな活用の中でなかなか余裕の教室がないというところは、今ちょっと課題となっておりますが、今後こういう未開設校区については、教育委員会のほうで放課後子ども教室の開設もいただいております。それらと調整しながら、今後全体的な放課後プランというところで、子供の居場所づくりに努めていきたいと思っております。

○印部久信委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、小1の壁というらしいんですが、子供を保育所に預けて働き出したんですが、小学校になると放課後の預け先が見つからないということで、先ほども言われとったんですが、仕事との両立ができないということで、なかなか子育てがしにくいというようなことも考えられます。ですから、少子化の関係もあると思うんで、ぜひこの辺は早急に対策をしていただいて、ぜひとも少子化対策になるようなことで実現をお願いしたいということで、終わるときです。

○印部久信委員長 ほかに。
吉田委員。

○吉田良子委員 食の拠点についてお伺いいたします。

先ほどトイレの話もありましたけれども、私たちが先日会派で行った内子町でも、直売所と離れたところに10以上の女子トイレがありました。年間80万人来るということで、あそこは大型バスがなかなか入りにくいようなところでしたけれども、それだけのトイレがありましたので、担当課もいろんなところを見てきてると思いますので、ぜひそこは再検討をお願いしたいということを申し上げて、ちょっと出資金についてお伺いいたします。

ちょっと、本会議でも質問させていただいたんですけども、市が3,000万円出すということで、農協は5,000万円、酪農500万円ということで、まだ総会がそれぞれ開かれてない中で、それでお伺いいたしますが、農協3団体で3,550万円出すというふうに言われておりましたけれども、これについては具体的な名前をお願いしたいと思うんですけど。

○印部久信委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点推進室課長（喜田憲和） 具体的な名前は、まだ機関決定が終わっておりませんので、JAグループというような表現でとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 本会議は、質疑が3回ということで限られてますので、ちょっと十分聞きたいことが聞けなかったということもあって、ちょっと質問させていただいてるんですけども、そのときに収支計画の話もさせていただきましたけれども、まだ事業計画がはっきり煮詰まってないと。それで、そういう事業計画を早く出してくれという声もあるというふうに、部長、答弁されておりました。それで、そういう声があるということの照会の答弁があったと思うんですけども、それでちょっとお尋ねするんですけども、初めに出示された、この25年9月の農業振興部が出した、損益分岐点の考察という文書があるんですけども、これがベースになってつくられていくと思うんですけども、このベースを私たちは信用してよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） マスタープランで、コンサルが試算を出していただきました。それが損益分岐点ということで、一番問題になったのが淡路で初めてですね、この食の拠点みたいな施設をつくるのが、事例がありませんので、各団体とも協議の中で、事例がないので新しい会社で精査していこうということで合意をいただいております。その中で、前も説明させていただいたとおり、どのラインを目標にしたらいいかというのをまず出してほしいということで、損益分岐表の最低ラインの計画書を出させていただきました。それが一つの目標になるということで、それに向かって各種団体で協力しながら進んでいこうという合意のもとで、今現在進んでいる状況でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、これをベースにいろいろ考えられていくということでありましてけれども、この分岐点の考えの中で、レストラン部分はファームパークにお願いするというので、これ月70万円のテナント出店料というのがありますけれども、これもこういうふうな考え方でいくということでもよろしいのでしょうか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 管理の分については、うちが一応御存じのように1階部分については新会社に指定管理、2階部分レストラン部は南あわじ農業公園株式会社に指定管理、情報発信基地については、今、観光協会が協議中というように報告させていただ

きました。指定管理しますので、できるだけ新会社には指定管理をしながら、修理の分についてはある程度手数料で運営していかなければならないので、何とか維持をしてほしいという考えのもとでスタートしております。指定管理の内容については、設管条例もあることやし、指定管理の指定もいただかんなんことだし、その辺で今後新会社ともにまとめていきよる状況でございます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ちょっと本会議で質疑させてもらったんですけども、第三セクターという形で指定管理するわけですけども、2分の1の出資だったら議会へ報告義務というのがありますけれども、この間抜本改革の取り組み状況ということで総務省が出している文書では、それ以外でもやはり地方公共団体が出してるやつについては、経営状況を説明するというような文書も出てますけれども、今回25%ということになってますけれども、経営状況については毎年度、議会に示すということは市民に示すということになるんですけど、そういう方向でいかれるんでしょうか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） まず第三セクターを考えた場合ですね、公共的団体、農協を中心的な公共団体で独自性を持って管理運営してほしいということで、行政がみずから25%以内に設定しました。それについても、各種参加者、各種団体も同意いただいております。だから、25%を超えれば監査報告しなければならないと。50%を超えれば、事業報告を提出しなければならないというので、独自性を生かすために25%を切らせていただいております。

以上です。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、その報告書というのは、議会に提出しなくてもいいというスタンスですか。

○印部久信委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） そのように理解しております。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど言った総務省の通達なんですけれども、適宜そういうふうに議会にその経営状況を説明するという必要が認められればということですけども、私はこれは54万人、初年度花とみどりフェアは54万人を超える観光客が来ると思ってます。全体で300万人、淡路市100万人、洲本市100万人、南あわじ市100万人という大規模な県の計画にはあります。100万人までいなくても、そこそこ54万人を超える人たちは来場してくれると思ってます。それだけ期待感もあると思うんですけども、その花とみどりフェア終わった後がなかなか厳しい状況になってくるんじゃないかと思うんですね。今、8月でさんちゃん市なんか行っても、出す人たちが農繁期で忙しくて、品ぞろえがなかなか難しいというような話も当然わかってることと思いますけれども、これから品ぞろえの面とかいろんな面で大変厳しい状況に今後なってくるということで、そこら辺経営状況は大丈夫かというのは率直な思いであります。それだけに、やはりそういうのを今どういう状況かというのは、議会が知らずにそこをずっと進んでいくというのはいかなんかと思うんですけど、それででもいいということなんじゃないでしょうか。

○印部久信委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど、部長のほうからもお話あったように、指定管理をするわけですので、指定管理は毎年毎年我々のほうに収支について報告していただくということでございます。そういうことになりましたら、皆さん方その状況について報告せえという話が出てくるんじゃないかと思しますので、状況の報告はやっぱりしなければいけないんじゃないかなと思ってます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、状況の報告と経営状況の報告というのは、イコールになると理解するんですけど。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 当然だと思います。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、部長先ほど何か拒否的な意見やったんですけど、副市長は前進的な話だというふうに思うんですけど、それで理解してよろしいんでしょうか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 第三セクターの役割としての話と、指定管理としての役割と2つ別なんで、先ほどは第三セクターというふうな御質問であったので、第三セクターとしては25%超さない場合については義務はないよと。こちらのほうは指定管理という、議会の議決を経てやる行為でございますんで、それにはやはり協定書の中に、毎年度そういう収支については出していただくということになってますので、そちらのほうではいけないかとお話をしただけです。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、当然三セクを立ち上げて指定管理するという話の流れの中で、指定管理も含めてそういう思いで質問してたわけですけど、それは言葉足らずだったかと思えますけれども、やはりその経営状況については、毎年毎年議会に対して、どういうふうな利益があって、どういうふうな状況になってるということは、示してもらえるということによろしいんですね。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） こちらは積極的には提示はいたしません、皆さん方からの御質問があれば、お答えしていくという形にはなろうかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今後何月ぐらいになったらそういう経営状況が出てくるというふうに思ってて、いつごろそういう質問をしたらいいかということ、そんなら教えてもらえますか。

○印部久信委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） やはり1年すまない、経営状況というのは報告がないわけでございますので、やっぱり年度を超して、今度の新しい株式会社の決算ができた後という

形にはなろうかと思えます。

○印部久信委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうことで、三セクの関係では25%に抑えたいという思いもあって、こういうふうになっていったと思うんですけども、そこら辺が私頭の中であって、指定管理でもそういう営業状況を公表してくれるということになれば、また議会なり市民のチェックが入ることになりますんで、それはそれで大いに期待していきたいというふうに思います。終わります。

○印部久信委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長 よろしいですか。

そしたら、あと執行部からの報告事項がありましたらお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 海水浴場の海開きにつきまして、お知らせとお願いをいたします。

まず、阿万海岸海水浴場でございますが、海開きの安全祈願祭及びテープカットでございますが、その日程が7月6日、日曜日、午前9時より予定しております。場所は、阿万西町の阿万海水浴場でございます。

それから、もう1カ所慶野松原海水浴場につきまして、海開き安全祈願祭が7月8日、火曜日、午前10時より慶野松原海水浴場の浜休憩所で予定しております。各産業厚生常任委員さん、また議長さんには御案内させていただきますので、御出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○印部久信委員長 これはまた正式な文書出るんですか。

○商工観光課長(阿部員久) きょう持ってます。

○印部久信委員長 わかりました。

そしたら、ほかに。

水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 来る7月20日の日曜日ですけれども、イングランドの丘におきまして、沼島フェア例年開催しておりますが、本年度も開催いたします。またおって委員の皆様方、また議長様等には御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

○印部久信委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 町ぐるみ健診のことですけれども、6月27日、今週の金曜日からですが、西淡保健センターを皮切りに、9月8日まで28日間実施されます。それで、健診期間中も申し込みを受付していますので、どうぞよろしく願いいたします。
以上です。

○印部久信委員長 ほかに。
川野副市長。

○副市長（川野四朗） この間の総務委員会には配付させていただいたんですが、この間私も本会議で説明したときに、南海トラフによる地震・津波の被害想定、その資料について皆さん方にもお渡ししますということを書いてありましたので、被害想定の一覧とそれから震度分布図、津波の分布図とその3つをお渡ししておきますので、またごらんおきをいただきたいと思います。

○印部久信委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○印部久信委員長 それでは、長時間にわたりましての慎重審議、御苦労さんでした。意見書を検討するために、委員の皆さん方には残っていただきたいと思いますが、執行部の皆さん方、退席していただいて結構です。

どうも御苦労さんでした。

お疲れのところ、御苦労さんです。それで、介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める請願書に対しての意見書の提出について検討したいと思います。

机上に配付されておると思うんですが、介護保険制度における利用料負担の廃止等を求める意見書（案）について、本委員会での発委について検討をお願いいたします。

この委員会からの発委ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○印部久信委員長　それでは、当委員会ではこれらの意見書について発委を行うことについて御異議ございませんということで、そういうことにさせていただきます。

提出先について、ただいまは内閣総理大臣と厚生大臣、これ裏面見ていただければ。内閣総理大臣と厚生労働大臣となっておりますが、ほかに衆議院議長、参議院議長というようなこともあろうかと思うんですが、御意見はいただけますか、もうこの2人でよろしいですか。衆参議長はもうよろしいですか。

それではよろしいですか。

それではそういうことで、委員会より発委をさせていただきますと思います。

長時間、御苦労さんでした。

(閉会　午後　2時45分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 6月23日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 印 部 久 信